

# RIPRESS

Working Paper No.44

## 中国における伝統的文化の再評価と産業化・国際化

三瀨 正道

中国伝統文化「中医薬」産業化への取り組み

汪 義翔

中国における文化の対外進出について  
—孔子学院を中心に—

金子 伸一

中国における伝統文化の再評価・産業化について  
—葬祭業を中心に—

陳 玉雄

中国における文化財の産業化

平成24年3月31日

## 中国における伝統的文化の再評価と産業化・国際化

はしがき .....	1
<b>中国伝統文化「中医薬」産業化への取り組み .....</b>	<b>3</b>
まえがき .....	3
[一] 中医学の保存・発掘と継承 .....	4
[二] 基準化・特許化 .....	5
[三] 国際化 .....	7
[四] 産業化 .....	10
(1) 中医薬の信頼回復への取り組み .....	10
(2) 製薬会社の育成とグローバルな市場の確保 .....	12
[五] 中医学の今後の課題 .....	15
[六] 終わりに .....	16
(参考1) 世界中医薬学会联合会（世界中聯・WFCMS・・・2003年設立） .....	17
(参考2)：2010年中医薬9重点項目より抜粋（2010.1.15 中国中医薬報） .....	18
[参考文献] .....	19
<b>中国における伝統文化の再評価・産業化について .....</b>	<b>20</b>
はじめに .....	20
1. 中国の葬祭と葬祭業 .....	21
(1) 葬祭業の位置づけ .....	21
(2) 農村部における葬儀・埋葬 .....	23
(3) 都市部における葬儀・埋葬 .....	25
2. 問題の所在 .....	26
(1) 「十大暴利業界」の常連 .....	26
(2) 行政と事業の分離 .....	29
3. 葬祭事業改革 .....	32
(1) 政策の変遷 .....	32
(2) 新しい動き .....	37
4. 課題 .....	40
主要参考文献 .....	41

中国における文化の対外進出について .....	42
1. はじめに .....	42
2. 中国におけるソフトパワーの概念の受容と政策の展開 .....	42
(1) ソフトパワーとは .....	43
(2) 中国におけるソフトパワーの概念の提起と応用 .....	43
(3) 党中央指導部と政府の方針 .....	44
3. 孔子学院の組織と主な活動 .....	46
(1) 孔子学院、国漢弁とは .....	46
(2) 孔子学院本部の組織と業務 .....	47
(3) 孔子学院の設立の手続、設置費、運営費、設置方式など .....	48
(4) 孔子学院の活動 .....	48
(5) 教員の資格と待遇 .....	49
4. 孔子学院の設置数が急増する背景—協力・連携方式の設置法 .....	49
5. 日本の孔子学院(学院、学堂、課堂) .....	51
(1) 主な特徴 .....	51
(2) 主な事業内容 .....	52
6. 終わりに .....	56
中国における文化財の産業化 .....	58
はじめに .....	58
1. 既存研究 .....	59
(1) 文化産業の範囲 .....	59
(2) 文化産業の特徴 .....	60
2. 文化産業の形成と発展 .....	62
(1) 既存文化財の産業化プロセス .....	62
(2) 文化産業の発展段階 .....	65
3. 中国の文化産業の発展と課題 .....	67
(1) 文化産業政策 .....	67
(2) 中国における文化産業の発展戦略 .....	68
終わりに .....	71
参考文献 .....	72

はしがき

## 中国における伝統的文化の再評価と産業化・国際化

2011年から始まった第12次5カ年計画のスローガンの一つに「国富から民富へ」がある。GDPは急成長したものの、その富は一部の資産階級や企業に蓄積され、一般庶民の収入がそれに追いつかない。都市と農村の発展格差はもとより、都市労働者においてもその格差は社会不安を生じさせかねないレベルに達している。例えば、2011年9月1日に施行された個人所得税法修正案の課税ラインは3500元（月収4545元以下が無税）になったが、納税者数は2400万人で全給与所得者の7.7%に過ぎず、ほとんどの給与所得者が課税ラインに達していない。

こういった背景の下で、“站起来”（1949年の中華人民共和国成立）、“富起来”（1978年以降の「小康社会」を目指した改革開放政策）に続いて今、“幸福起来”をどう実現するかが大きなテーマになっている。社会全体が豊かになっても、それがイコール庶民の幸福感に繋がっていないのである。そのためにはまず所得格差の是正が必要で、それに各種の民生項目が続き、更に文化的充足感が幸福感の仕上げになる。文化産業の育成が声高に叫ばれているのはこうしたプロセスの一側面でもある。

しかし、文化産業育成にはそれ以外にもいくつかの側面がある。製造業中心に発展してきた中国はこれまで「世界の工場」と呼ばれたが、気がつけば、最も公害が多く利益率も低い産業分野を一手に引き受けていた。そこで「無煙」産業と呼ばれた観光業と共に、莫大な市場を抱えている文化産業がクローズアップされたのである。

もう一つの側面が、西側文化の流入に対する中華文化の逆攻勢といった側面である。更に最近では、文化産業育成のスローガンを巧妙に使い、その対象を広げ組織化することによる言論統制の色合いも濃くなっている。この勢いは「社会管理」の強化キャンペーンと合体して言論界にも及んでいる。

本研究は、上記のような背景を踏まえつつ、中国の文化産業発展に新たな視点を提供しようという試みである。政府は2005年1月、＜文化及び関連産業指標体系の枠組み＞を施行、文化産業を、文化産業中心層（出版映像作品・文化公演・博物館など）、文化産業外縁層（ネット・観光業・室内娯楽・イベント産業など）、文化産業関連層（文具・楽器・CDなど）に分類した。その後の文化産業育成論議、関係論文・著作はいずれも、その線に沿って、アニメ産業や映画産業、出版業などが中心に論じられている。

本稿は上記の枠組みを意識しつつもその枠にとらわれず、本来の中国伝統文化の精髓や本質を再評価し、その上でそれらを如何にして現代に生かし、新たな産業へと結び付けていくか、という観点からそれぞれがテーマを選び、共同研究を重ねてきた。

三瀨は、中国伝統文化の中でも特に際立ち、また、現代的意義を発揮しつつある中医学を取り上げ、伝統の発掘・再生・産業化という視点で論じた。金子は中国文化の独特の死生観を掘り下げつつ、それに裏打ちされた伝統的葬祭スタイルの現代化に潜む行政・経済など諸方面の問題を論じた。汪は中華文化発信基地としての孔子学院の展開と運営・カリキュラムなどそれに関わる諸問題を論じた。陳は中国における伝統文化の産業化を内外の論議を網羅しつつ、体系的に論じた。

以上の論考が、一般に定義される文化産業により広い視野を付加し、伝統文化の産業化にもより広いフィールドを意識させることができれば幸いである。また、国家が文化を発信する上でいかなる役割を果たすべきか、果たさざるべきかについて今後考えるきっかけにもしたい。

麗澤大学 外国語学部教授 三瀨 正道

2012年3月

# 中国伝統文化「中医薬」産業化への取り組み

三瀧正道

## まえがき

中国医学と言えはすぐに『黄帝内経』『傷寒論』といった古典書籍や、名医と言われた華陀などの名前を思い浮かべる。それはまた、韓国や日本にも伝わり、独自の発展を遂げ、日本では「漢方」と言われる領域を確立した。

しかし、新中国になって西洋医学が優勢を占めると中医は急速に衰退、2002年に政府が発表した<中薬現代化発展綱要>によれば、西洋医の数が1949年の8.7万人から157万人へと急増している一方で、中医医師薬剤師の数は1949年の27.6万人から横ばい状態で推移し、27万人を確保するのが精一杯だった。

また、県以上の中医病院は2864箇所、ベッド数も27万しかなく、全国の外来の25%を占めるのみであった。

こうした状況に危機感を感じた中国政府は、以下の三方面から政府主導による国を挙げた取り組みに着手した。

1. 文化遺産としての保存・発掘
2. 医療手段としての継承・発展
3. 産業分野としての育成・発展

特に第3の「産業分野としての育成・発展」については、1986年3月に4人の科学者が鄧小平に手紙を書いて、21世紀に向けた基礎理論研究の重要性を訴え、それに基づいてスタートした<863計画>とそれに続く<973計画>にこれが盛り込まれ<sup>1</sup>、「中国の基準を世界基準に」というコンセプトの下、通信におけるTD-S CDMAや電気自動車などと並んで政府の強力な後押しを受けるようになった。即ち「中医学を国際基準にして世界市場を！」は以後の政府による中医振興政策のスローガンになったのである。

2001年のWTO加盟、2003年の温家宝首相の登場とそれに伴う国務院の大機構改革を踏まえ、2004年以降、政府により様々な分野から中医学改革に手が着けられた。

その中心になったのが知的財産権への取り組みも指揮した呉儀副首相で、まず、中医薬政策について重要講話を発表、中医を廃して中薬だけが残り、それもまた西洋医薬に取り

---

<sup>1</sup> 中医薬研究は2005年7月に973計画に中医基礎理論研究・中薬基礎理論研究・鍼灸理論基礎研究・評価理論基礎研究に関する17のプロジェクトが組み入れられた。

入れられる傾向に対し、「これでは西洋医学の後塵を拝する。日本の轍を踏むな！」と警鐘を鳴らした。

現在、中医学改革への取り組みは依然精力的に進められており、規範化・国際化・産業化が大きなキーワードとなっている。

本論では、2000年以降の政府の取り組み内容を分類して整理すると同時に、上述の3つのキーワードに関わる部分を集中的に取り上げて論じる。

## [一] 中医学の保存・発掘と継承

取り組み当初急務だったのが、多くの場合、父子相伝あるいは師弟相伝といった秘伝的色彩の濃かった中医の知識や技術が、一人っ子政策や出稼ぎなど流動人口の発生によって後継者を絶たれ、急速に消失していく現実に早急に対処する事であった。そこで政府は名医の技術の収集と研究の推進を奨励し<sup>2</sup>、同時に貴重な文献の発掘整理にも力を入れることとした<sup>3</sup>。

また、中医に対する不信感を一掃して信頼を高めるために、啓蒙活動と中医学の伝統の再評価にも積極的に取り組んだ。2004年10月に始まった全国中医薬科学普及宣伝ウィークはその端緒と言えるだろう。2005年10月には、ネットで広まった「中医中薬を国家医療体制から締め出す署名運動」に対して中医薬管理局が断固反対の立場を表明、政府として中医薬擁護の姿勢を鮮明に打ち出した。

しかし、このような動きは新中国前から根強くあったもので、その原因は、科学的な根拠や基準が示されず、確かな治験もない中、多くの偽医者やニセ薬が横行している現実に有った。21世紀に入ると、中国は既に世界70カ国あまりと中医薬に関わる協定を結んでおり、それらの国との重要な交流のフィールドに成りつつあった中医学は確固たる拠りどころとしての法整備が焦眉の急と成っていた。

政府は2007年1月に<中医薬法>草案を完成させると共に、中医薬の知財権強化と中薬産業の育成を掲げ、3月には政府16部門共同で<中医薬革新発展プラン綱要>を發布し、11月には中医薬国際科学技術協力大会を北京で開催して<中医薬国際科学技術協力北京宣言>を採択するなど、矢継ぎ早に対策を打ち出した。

---

<sup>2</sup> 2007年12月、中医薬管理局は伝統医学を師弟相伝で受け継いできた優れた医者に対する資格認定大綱を発表、民間医の合法的診療を可能にした。

<sup>3</sup> 中国社会科学院に中国哲学史学会中医哲学專業委員会が設立されたのもこの時期である。2005年6月に発表された中国中医科学院<第11期5カ年計画と中長期発展計画>の“三大プロジェクト”の中の<岐黄プロジェクト>は中医薬理論の伝承と革新をテーマにしている（他の2つは予防治療能力の向上を計る<仲景プロジェクト>と基準化・治療効果測定・診療技術向上に関わる<時珍プロジェクト>）。なお、『黄帝内経』と『本草綱目』は2011年に世界記憶遺産に組み入れられた。

地方でもこれに呼応した動きが相継ぎ、例えば、翌 2008 年 9 月に黒龍江省が〈中医薬発展条例〉を制定して中医薬を医療保険の範囲に組み込んだ事は、当時の先駆的な動きとして注目に値する。

2009 年 11 月、「継承と革新・更なる改革・科学的発展」をテーマに第三回中国中医薬発展大会が開催され、「医療」・「保健」・「科学研究」・「教育」・「産業」・「文化」の「六位一体」が提起された。こうした状況から、中医学は系統的絡病理論を確立するためにその基準化・特許化を進める必要に迫られたのである。

2010 年になると 5 月から 10 月にかけて、新中国成立以来初の全国一斉中医基本現状調査が実施された。調査対象は、政府の医療機関も民間の医療機関も全て網羅し、さらに県レベル以上の地方衛生行政機関、中医薬管理部門を含み、対象機関数は 80 万箇所に上った<sup>4</sup>。

翌 2011 年、〈中医薬法〉の立法がついに全人代の立法日程に正式に組み込まれた。既に地方の関係法規は 26 に達し、27 の国家基準が制定され、4 つの全国中医薬基準化技術委員会が成立している。

## 〔二〕 基準化・特許化

中医学の基準化への動きは 2003 年に早くも活発化している。その基本コンセプトは「国際貿易競争の焦点は基準化であり、基準は製品と特許の尺度であり、市場の防御壁・主導権に他ならない」

というもので、同年 9 月には主導権の確保を目指して

「中国は中医薬国際化基準を制定し推進する合法的な身分を有する」

と〈世界中医薬連合会〉本部を中国に設け、中医薬名詞述語基準・中医薬基準・中医薬医療機関設置基準・中医薬就業人員基準・中薬基準・設備基準の制定へ向けて活動を開始した。

また、GAP（2003 年～。中薬剤生産品質管理規範）、GMP（1999 年～。国際生産品質管理規範）GSP（薬品販売企業品質管理規範）への対応も強化すると同時に、針灸国際化への第一歩として国家基準〈経穴部位〉の改訂も行った<sup>5</sup>。

基準の設定は、その合否を認定する権限を掌握する事が主導権を確保する不可欠の要素となる。中国政府はその点もあわせて取り組んだ。同じ 2003 年に世界中医薬学会は英語の TOEFL を手本に中医薬国際試験を改革、中医薬関係の各種試験を、中国に本部を置く

<sup>4</sup> 調査内容は、中医医療サービス資源状況と提供状況、中医医療機関運営状況と主な特色、就業人員の現状と継続教育状況、中医医療機関の中医薬科学研究状況など。

<sup>5</sup> 針灸は 2010 年に世界無形文化遺産に登録された。



世界中医薬学会連合会と世界針灸学会連合会が行うこととした<sup>6</sup>。

続けて 2005 年には中医薬管理局が「中医薬事業発展“第 11 次 5 年計画”プラン」を  
発表し、2010 年までに中医薬サービスネットワークを全国に展開、基準化・国際化・情報  
化を推進することを表明している。

2006 年は“第 11 次 5 年計画”スタートの年で、同計画に沿って「中医薬基準化発展  
プラン（2006～010 年）」が発表されたが、そこには堂々と

「我々を中心とした基準の確立を推進して、中医薬国際基準制定のイニシアチブを握ろう」  
と謳われている。そして、「2010 年までに 500 の中医薬基準を確定し、中国が中心になっ  
て 3～5 の中医薬国際基準と 20 以上の国際基準を作る」という目標が掲げられ、人民日報  
もこれにあわせて中医薬特許取得推進の特集を組んだ。

同年 11 月、中国はWHOの「中医臨床指南」の基本述語と針灸穴位の基準化を完成さ  
せ<sup>7</sup>、2008 年までに、中医薬管理局が推進する 60 近い中医薬基準化プロジェクトのうち  
主要基準「中医病床分類とコード」「中医臨床診療述語」「経穴部位」など国家基準 6 項  
目、「中医病床診断治療効果基準」など技術基準約 70 項目「中医薬学術組織頒布技術規範」  
約 50 項目を具体化させた。

中医薬関連職業資格認定への動きも加速された。2008 年には労働・社会保障部から『中  
医薬業特殊職業技能鑑定実施弁法（試行）』が発表され<sup>8</sup>、2009 年には調剤員・刮痧師・  
薬剤栽培員・固体製剤工・検査員の 5 職種についての国家職業基準が制定された。同年 11  
月には「中薬調剤員」の職業技能も基準化され、12 月には 10 項目の中医保健技術基準も  
発表された。これらは国内のみならず、WHO・ISO でもまだ行われていない世界初の基  
準化になった<sup>9</sup>。

2010 年には日常病診療ガイドライン・中医診療技術オペレーション規範などで 100 項目  
の国家・業界基準制定を目指した研究も始まっている。

また、国家中医薬管理局の『中医薬重点学科建設指導意見』が発表されて、「中医基礎理  
論」「内経学」「傷寒論」「金匱要略」など 48 の重点学科、323 の重点学科建設機関が示さ  
れた。基礎理論研究には更に具体的な重点テーマが設けられ<sup>10</sup>、中医用薬物の開発では、

---

<sup>6</sup> その内容は医師 5 ランク、薬剤師 5 ランク、看護師 4 ランク、教師 4 ランク、技術員（按摩、美  
容、足治療など）3 ランクの 5 部門 21 ランクに分けられている。

<sup>7</sup> 2003～004 年は中薬関係特許申請 7449 件のうち、承認されたのはまだ 203 件だったが、このころ  
から、基準化・特許化の具体的な成果が続々登場し始めた。

<sup>8</sup> 「中薬仕入販売員」「中薬調剤員」「中薬材料栽培員」「中薬材養殖員」「中薬材生産管理員」「中薬  
加工処理工」「中薬液体製剤工」「中薬固体製剤工」「中薬検査員」「中医刮痧師」の 10 職種。

<sup>9</sup> 拔罐、刮痧、気色形態手診、手・足・頭・耳・背部のあんま、足湯（足浴）、薬浴の 10 項目

<sup>10</sup> 「2010 年中医薬基礎研究重大戦略」で策定された 4 つの方向性は以下の通り。

①「肝臓血主疏泄」の臓象理論基礎研究

②中医による健康状態弁識理論基礎研究

2010年に中国医学科学院薬用植物研究所と広薬グループが中医薬の遺伝子研究に着手している。

こうした取り組みは、当初から中医学の国際化を将来の目標に据えていたため、その中に「国際」という文字がしばしば登場したが、実際にはそのための基盤整備的な取り組みの域を出なかった。しかし、具体的な成果が出始めると、中医国際化戦略も急速に具体化の方向を強めた。それは第11次5カ年計画半ばの2007年ごろから顕著になってくる。

### [三] 国際化

中国が中医学の分野で世界に打って出てイニシアチブを握ろう、という動きは2007年頃から急速に表面化する。

同年、中医薬管理局は〈出国中医薬類専門技術人員資格認定管理規則〉を制定、2008年に世界中医薬学会が主催した第1回世界中医薬教育大会では〈世界中医学本科教育基本要求〉が打ち出された。また、世界中医薬学会聯合会は〈世界中国際培訓規画綱要(2008-2017年)〉の中に、「各国の教育制度にリンクした国際研修制度・資格・試験制度の制定を主な施策とし、効果的な国際研修体制を作り上げる<sup>11)</sup>」ことを書き入れている。

その他、〈国際中医医師資格(水平)考試弁法実施細則〉もでき、「助理医師」「(執業)医師」「主治医師」「高級(副主任)医師」「主任医師」の5ランクについてそれぞれ受験資格、試験内容が決められた。

世界中医薬学会聯合会秘書長李振吉氏は、「基準化が中医薬の国際化を後押しする」と言う。基準化することで、古典的・低次元という中医学に対する偏見を払拭し、各国での信頼度を向上させることができるし、国際交流を進め、秩序ある中医薬の普及を保障できる。その結果、中国の国際競争力が高まり、国際化の過程で主導権を取れるようになる、というのである。

国際基準化の方針を遂行するために、まず、国際的業界組織を設立し、それを通して国際業界基準をつくり、数年間の実施経験をもってISO認可を狙う、という作戦が立てられている。世界中医薬学会聯合会は自分たちの役割を次のように総括している。

①国際基準組織と同じ仕組みを持つ(基準部、基準化建設委員会、技術委員会、基準審

---

③日常的疾病に対する鍼灸治療メカニズム・理論基礎研究

④中薬の組み合わせ「18反」に関する理論の基礎研究

<sup>11)</sup>内容は以下の通り。

- 学校の運営目標、運営条件、育成モデル、専門学科の設置、カリキュラム、教育大綱の決定。
- 教育計画、教材、講師育成など中医薬の特徴に合った教育体系の研究構築。
- 医師のレベルに合わせて分けた5ランクそれぞれのカリキュラムの策定。

査委員会など)。

- ②国際組織規準を制定。普及に努め、ISO 認可を得る。
- ③国務院の認可を得た中国に本部を置く組織として、中国の研究成果・管理経験、成熟した基準を国際基準化させ、これらをもって中医薬の国際発展を目指す。
- ④世界中聯が制定した基準<sup>12</sup>はISO 中国駐在代表を通じてISOにつなげる。

2009年10月、「中医薬基準データバンク・知識バンク建設の鍵となる技術研究」についての報告が出された。それによると、中医薬基準データバンクと一部の中医薬基準知識バンクが既に完成し、中医薬基準データバンクはすでに世界中のユーザーに向けて検索・編集サービスを提供している。この中医薬基準化応用プラットフォームはISO-249 (ISO 中医専門委員会) へ続く技術的支柱として位置づけられた<sup>13</sup>。

中国鍼灸学会も基準化へ向けて「基準化工作委員会」設立し、同年11月には、「経穴部位国際基準化正式会議」(WHO主催。つくば市)で日中韓を含む9か国によって世界統一基準を制定した。

2010年に入ると、国際化は「積極的な攻勢」の段階に突入する。

まず、ISOの中医薬技術委員会セクレタリーオフィスが上海に開設され、中国が中医薬国際標準化の主導権を握ろうという意志がはっきり形となって現れた。そこにはまた、中国側の「日本・韓国・欧米などの国々が続々と伝統医薬基準の研究・制定作業を進めている」「我が国が主導的立場に立てるかどうかが中医薬発展の命運が分かれる」という焦燥感にも似た気持ちも垣間見られた。

同年1月、中医薬基準化国際セミナーが上海で開催され、中・日・韓・独・スペインの専門家が中医薬国際基準化の必要性・計画・注意すべき問題についてそれぞれ発表した。各国代表の発言は伝統医学の国際基準化に対して認識がまちまちで、ISOも“中医”技術委員会の設立を認めてはいるものの、名称とワーキング範囲がまだ確定されておらず、各国がそれぞれ腹の探り合いをしている状態だった。その象徴とも言えるのが名称問題で、中国はTCMを希望したが、韓国や日本はこれに反対して“東洋医学 (Eastern Asia Medicine)”を主張し、対立が鮮明化した。

---

12 現在完成している基準

- ①中医医療機関設置基準・医療品質管理規範
- ②教育機関設置基準・教育品質管理規範
- ③科学研究品質管理規範
- ④従事者に関する国際組織基準体系
- ⑤300種の生薬国際組織基準
- ⑥6500項目の術語基準とその英訳

<sup>13</sup> こういった動きに合わせて、古典文献処方関連基礎研究も始動している。例えば『傷寒論』等の古典文献に記載されている処方の用量が度量衡の変化を経た現在も正しく守られているか(例:「1両」が1.6gなのか15.6gなのか)、といった基本的な確認も極めて重要である。

2010年5月、北京で開催された世界中医薬学会連合会（参考1）第2期第6回理事会で二年間にわたる審議を経た3つの国際基準、〈世界中医（鍼灸を含む）診療所設置と業務内容基準〉〈中医基本名詞述語中西対照国際基準〉〈中医基本名詞述語中仏対照国際基準〉が承認された。

このうち、〈世界中医（鍼灸を含む）診療所設置と業務内容基準〉は、世界で初の中医診療所の設置・業務内容基準であり、今後の各国での中医の医療活動に大きな影響を与える事は間違いない。

現在、中医薬サービスは140余りの国と地域に8万余りの診療機関があり、20万人以上が従事していると言われている。

中でも日本は中医薬がもっとも発達している国で、漢方と呼ばれる独自の発展を遂げている。ただ、現状は問題も抱えている。まず、専門の医師を育成する中医大学がなく、多くの医師は「西洋医師が中医を学ぶ」形で養成されている。その一方で総合病院には「東洋医学科」「漢方科」「和漢診療部」があり、2004年からはすべての医科大学で漢方医薬カリキュラムが必修科目となった。また、2006年より臨床試験内に中医薬関連の問題も出題されるようになっており、日本政府は既に中西結合推進プロジェクトチームの設置を決めている。

民間では腰痛・肩の炎症・神経痛・リウマチ患者の20%以上が鍼灸・あんま治療を受け、一部の内科・リハビリ科・婦人科・皮膚科では中薬製剤を併用、医師全体の50%も中薬を利用している。

こういった状況を中国側から見ると、日本は中国にとって現在も、また今後も重要なターゲットになる。中国の手で基準化された中医学を日本に持ち込み、普及させることは、中国に多くのメリットをもたらす。

例えば、日本は既に中国の主要な中薬輸出相手国である。日本では漢方製剤はすでに医療保険に組み込まれており、ここ数年、漢方製剤の生産量は毎年50～60%の勢いで伸びており、処方用漢方薬も年15%のペースで増加しているのである。ただし、日本は中薬の生産において中国の主要な競争相手という側面も併せ持つ。

日本に次ぐのが韓国で、韓国では中医薬と現地医薬を結びつけた「東医」が発達している。1980年からは「韓医」という名称に改められたが、韓国保健衛生省は、中国の『景岳全書』『医学入門』『寿世保元』『本草綱目』を含む11種類の古典文献に収録されている処方薬の生産については臨床試験なしでこれを認可している。

その他、アジアではシンガポールと中国が2009年に第4次中医薬協力計画書に調印して、中国がシンガポール国内の中医師資格試験制度整備のために専門家を派遣することを盛り込んだ2009～2012年までの協力計画をスタートさせている。

欧米などでもそれぞれに動きがある。アメリカは補完代替医療 (CAM) の範疇に組み入れ、カナダでは現在中医・鍼灸従事者が 2000 名を超え、全国各地に診療所がある。ドイツはヨーロッパ最大の中薬利用国で、どこの薬局薬店でも中薬を購入できるし、90 年代中期ごろまでに多くの医学学校に鍼灸カリキュラムが設置され、開業医による施術が認められている。フランスは 1999 年に中薬を医療保険リストに入れ、イギリスは中医薬の立法準備中である。また、オーストラリアは中薬の正規の登録管理体系を打ち立て、2012 年 7 月 1 日からは国による登録・計画・管理体系に正式に組み込み、国内全域で認可することを予定している。

2010 年 11 月、北京で中医薬国際連盟が成立し、海外の学者や大学の参加を促しているが、こうした動きをサポートするもう一つの機関、即ち別働隊が孔子学院である。中医薬の対外普及宣伝については、世界 4000 万人の中国語学習者リソースを生かすことが積極的に求められており、世界 225 か所の「孔子学院」を中医薬文化宣伝の窓口として位置付けることが明確に求められている。

#### [四] 産業化

中医学産業化の主要な分野はまず第一に製薬に関わる分野である。この分野では大別して以下の 3 つの大きな問題がある。

- 1-中医薬の信頼回復への取り組み
- 2-製薬会社の育成とグローバルな市場の確保
- 3-“未病”分野のニーズの育成とビジネスモデルの構築

##### (1) 中医薬の信頼回復への取り組み

中医薬が抱える主要な問題の一つが、薬そのものに対する信頼である。これには、ニセ薬が多いこと、薬の効能に対する信頼度が低い、という 2 つの問題が含まれる。前者は取り締まりの強化によってある程度の解決が可能だが、後者は一朝一夕に解決できる問題ではなく、客観性のある科学的データに基づいた裏づけと、公的機関による医薬としての認定が必要な事は言うまでもない。

この面での取り組みでは、まず、2009 年に初めて 557 種類の煎じ薬の国家基準ができたことが挙げられよう。また、収録される中薬の種類も大幅に増加し (1146→2136)、DNA や薄層クロマトグラフィー (TLC) といった科学的鑑別項目も増加された。また、同年 11 月には『国家基本医療保険、工商保険および生育保健薬品目録』が発表され、987 種の中成薬、45 種の民族薬が保険適用薬品としてリスト入りした<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> 中成薬 987 種類中、全額保険適用の甲類は 154 種、一部適用の乙類は 833 種。

中医薬の科学的裏づけがはっきりしない事は、海外における認定が遅々として進まない、という大きな壁を作り出している。2010年時点で、植物原料の生薬はその44.5%がヨーロッパで使用されているが、2005年に施行された<EU伝統薬品法>にはいまだ登録された中医薬は一種もなく、中国の輸出は原料で終始している。これを打破するには、ヨーロッパの品質・安全・治療効果基準をパスしなければならない。

そこで中国政府は2009年11月に14省庁共催で伝統医薬国際科学技術大会を開催、その第1分科会の政府フォーラムには中国・イギリス・オーストラリア・日本・韓国・スイス・モルトバ・ウクライナ・グルジア・ガーナ・香港・マカオの12か国と地域が参加した。

フォーラムでは、WHO 伝統医薬決議の推進、伝統医薬関連の政策法規、伝統薬物資源の保護や合理的な開発利用、伝統医薬知識の発掘・整理・継承・更新、国際基準ルール作り、知的財産権の保護と共有、国際科学技術協力計画や研究開発プラットフォーム構築、伝統医薬文化の国際的普及等多岐にわたるテーマが取り上げられ、中国側から、「世界各国の伝統医薬分野の専門家を集めて伝統医薬科学技術協力作業グループを作り、中国が率先してグループ作業案を作成した上で次回の伝統医薬科学技術大会で討論を行おう」という提案がなされた。

こうした取り組みはまだ始まって日が浅く、現状は依然として厳しいといわざるを得ない。こうした立証には長年にわたる検証と記録が必要であり、中小企業が96%を占める中国の製薬企業<sup>15</sup>は、この点の取り組みがほとんどなされていないといってよい。結果としてよく言われる

「中医薬は中国で生まれ、韓国で開花し、日本で結実し、欧米が利益を手にする」といった現象が生まれ、中国側を切齒扼腕させるのである。

2010年はこの問題を取り扱った多くの記事が人民日報に掲載された。その一つ、中医薬管理局の王国強局長は現状を打破するために「6つの先と6つの後」を提示している<sup>16</sup>。

- ① “先内後外”：まず国内で実力を貯え、それから海外へ出よ。
- ② “先文後理”：まず、中医文化を広め、中医理論はそれから。
- ③ “先薬後医”：まず、中医薬品を広め、それから医療技術を。
- ④ “先易後難”：まず、鍼灸などを広め、それから高度技術を。
- ⑤ “先点後面”：まず、協力相手を選び、モデルを通し普及へ。
- ⑥ “先民後官”：まず民営企業が開拓し、政府進出へ道を拓け。

---

<sup>15</sup> 例えば、六味地黄丸の生産企業だけで300社を超える。

<sup>16</sup> 人民日報2010年8月9日

「5つの関門」を打破する努力が必要だ、との指摘もある<sup>17</sup>。

- ① “法律関門”：中医薬はほとんどの国で補足的役割のみ。
- ② “資金関門”：外国の臨床試験には巨額の経費がかかる。
- ③ “基準関門”：海外では、安全を理由にした貿易障壁が。
- ④ “文化関門”：中医薬に対する文化的無理解という壁が。
- ⑤ “市場関門”：製品以外に、企業・産業も国際化が必要。

## (2) 製薬会社の育成とグローバルな市場の確保

製薬会社の育成という側面でもまず顕在化したのが、煎じ薬産業の立ち遅れによる生薬・成薬産業とのギャップであったが、こうした要素も含め、中医薬事業を発展させるには、法律・政策によるサポートも含めた本格的な産業化が不可避であった<sup>18</sup>。

政府も中薬産業発展へ、生産企業の大規模化・専門化（生産品種を減らし、個々の生産量を拡大する）を進め、中薬販売のチェーン展開を推進するなどの提言をした<sup>19</sup>。また、「2010-2020 中薬関連産業発展綱要」の制定など綿密な計画作りを進め、企業間の合理的な統合・合併を促して「100 億元企業」の誕生を目指すと共に、中薬企業への投資を強化し、更に理念を刷新して関連産業を重視した新しい中医薬ビジネスの構築を目標に掲げた。

中薬市場の可能性については、世界の生薬市場規模が 600 億米ドルを超え、年 10%ペースで増加している現状を踏まえ、

- ①化学薬品の副作用に対する人々の認識が深くなった。
- ②健康に対する人々の考え方が大きく変化し、自然回帰が潮流になっている。
- ③世界各国政府は絶えず上昇する医療費を抑える方法を模索している。

という認識に立ち、現代技術の導入で伝統薬品の効果や安全性が証明できれば、その将来性は極めて大きい、と捉えている。

ただ、中国の中薬産業チェーンは、農業—工業—商業—サービス業といった産業チェーンは一応整い、ここ 10 年近くの努力で、基準化レベルは大幅に向上し、競争力がある企業や製品も続々登場してはいるが、大小の生産企業が乱立し、無秩序な生産で有名ブランドが育っていないこともまた事実であり、こうした現状に鑑み、産業界が自発的に具体的な戦略を構築する努力に迫られている。

---

<sup>17</sup> 人民日報 2010 年 9 月 9 日

<sup>18</sup> 2008 年の政府概算統計によれば、中薬工業企業は 2300 余社、中薬製造業総資産は 2382.2 億元、工業生産高は 1985 億元、輸出額は 11.8 億ドルで、GAP 認証項目は 413 種、GAP 認証基地は 430 か所、中薬現代化科学技術基地は 22 か所に上った。

また、売上が 1 億元規模の企業は 179 社で、中医薬・関連産業市場規模は 6300 億元、2015 年には 1 兆元に達すると試算されている。

<sup>19</sup> 参考：中薬関連産業の成果と課題（『中国中医薬報』2009. 11. 16）

実際、幾つかの取り組みがすすんでいる。例えば、安全面では、既に 2009 年 7 月に国家食品薬品监督管理局が中薬注射剤の安全性評価作業に着手したのに呼応して全国 44 社がこれに加盟して共同宣言を発表した。また、各企業がそれぞれ得意の製品を 3~5 品目に絞り生産して、2~3 年で全国に 100 以上のブランド製品を生み出すこととし、更に各加盟企業が各製品について生産基準を制定、それらを収集して業界基準とし、『中薬炮製品質基準』『中薬炮製補助材料品質基準』『煎じ薬包装基準』『煎じ薬生産品質管理規範』などとして法規化することも申し合わせた。

国際化戦略に沿った企業の海外進出を模索する一方で、中国の国内市場を外資系企業に席卷されることに対する警戒心もはなはだ強い。2009 年 12 月 10 日、『中国中医薬報』に「中医薬業界、国内市場を守れ」と題する記事が掲載された。

そのなかでは、世界のハーブ市場への中国の輸出量は年間わずか 1 億ドルなのに対し輸入は 6 億ドル以上であることを指摘した上で、「アメリカ・ドイツ・ロシア・スイスなどが中医薬開発に食指を動かし、外資の中薬企業が合資・独資の形で中国市場に進出しようとしている」と指摘、その一方で、中国企業は臨床データ不足、薬理の説明が難しいことにより特許申請が難しいとの認識が先立ち、中薬に関する特許取得に消極的であると共に、製品開発の工夫も足りない事を率直に認めている<sup>20</sup>。

実際、資金獲得のために自らの製法を海外企業に売り渡すケースも続出しており、「商標・処方・技術・成分など、あらゆる形式での特許体制を確立・法制化し、国際的な競争ルールに則った環境作りが急務である」との指摘も当然だろう。

2010 年 1 月、現代中医薬産業発展特別プロジェクトが始動した。国家発展改革委員会・国家中医薬管理局が共同で発表した 2009~11 年現代中医薬ハイテク産業発展特別プロジェクトでは、自前の知的財産権を持ち、高効果・先進的かつ成熟した製造技術を持ち、市場潜在力の高い新薬の産業化、即ちイノベーション薬品の産業化と、用量が多く逼迫している 15 種類前後の稀少野生生薬の人工栽培などを中心とした優良な原材料生産基地建設、及び、煎じ薬・製剤の製造過程における品質コントロール技術の応用などが項目として掲げられている。

新薬開発については、同年、国による総合的中医薬新薬開発特別プロジェクトがスタートし、10 の研究チームが 20 の重要技術の開発に挑み、30 の新薬を開発する目標が設定された。地方でも、北京では、行政が主導する“十病十薬”中薬開発プロジェクトが 2010

---

<sup>20</sup> 例えとして、「日本は中薬原料の 75%を中国から輸入しているが、中国で生まれた「六神丸」をさらに加工した「救心丹」は年商 1 億ドル以上に達し、うちかなりの部分を中国で販売している」と紹介している。



年 10 月にスタートしている<sup>21</sup>。こういった積極的な取り組みの一つの表れが、翌月に北京で開催された第 12 回中国特許賞授与大会での成果だろう。同大会の金賞 15 の中に、歩長丹紅注射液が選ばれ、中医薬としてはじめて金賞に輝いた中医薬となった。

中医関連の産業分野で将来の成長分野として脚光を浴びているのが、保健産業である。

中国の保健産業は 1980 年代に勃興、1995 年の「食品衛生法」以降保健食品方面の法律が続々と整備され、2008 年には、認可保健食品 9613 品目、生産企業 1600 余社、年間生産高 1000 億元までに成長している。

中国では経済の発展に伴う生活レベルの向上に連れて、健康意識が急速に高まっており、伝統的養生論を基礎とした保健製品のシェアも拡大の一途をたどっている。こうした中で、企業が主体となった市場にターゲットを定めた産学連合の体系づくりが進められ、製品の機能分析がより明晰になって、市場の細分化も進んでいる。例えば、保健食品に続き、保健用品と保健サービス業も急速に発展しており、それに連れて、「健康器具管理方法」など保健産業関連法規の制定も必要になってきている。

保健関係で、日本も含め、最近特に注目されているのが「未病」である。「未病」の治療は「予防保健医療」としてその重要性が中国でも強く認識されてきており、11 期 5 カ年計画（2006－2010）以降、本格的な取り組みが始まった。2006～7 年頃には「治未病」プロジェクトのテスト地域、テスト病院が指定されてテスト運営が始まり、2007 年 10 月の中国共産党第 17 期全国大会では、中医の発展の中で、「治未病」分野の発展が重点項目として組み入れられている。

続いて 2008 年には国家中医薬管理局<「治未病」健康プロジェクト実施方案(2008-2010 年)>が制定され、「政府が導き、市場が主導し、多方面から参加する」という運営システムが確認され、2009 年にはすべての省級行政区に国家中医薬管理局が「治未病」予防保健サービス試行施設を指定することになった。また、KY3H 健康保障サービスモデルと呼ばれる、「健康文化・健康管理・健康保険」が三位一体となった「健康保障サービス」を目指す、という目標が掲げられ、産学協同の予防保健研究体制を確立すると共に、「治未病」に関する専門知識を持った医師・スタッフを育成する方針が示され、3 級中医病院や高等教育機関に「治未病」人員訓練基地を設置することが指示された。こうした動きは 2010 年以降、一段と加速している。

2010 年の中国薬品市場の規模は 7500 億元を超え、前年比で 22%増となり、世界第三位の薬品市場になりつつある。

---

<sup>21</sup> 十大疾病とは、B 型肝炎・エイズ・結核・新型伝染病・心臓疾患と糖尿病・脳血管病・乳癌と子宮頸癌・精神病・慢性腎臓・骨炎を指す。

## 〔五〕 中医学の今後の課題

基準化・国際化・産業化に邁進する中医学だが、これまでに述べた以外にも、幾つか留意すべき問題がある。その第一が国内医療における中医学の果たす役割と普及活動であろう。中でも、農村医療における中医の役割と、中医・西医のバランスの問題は看過できない。

多くの人口を抱える中国の広大な農村は、これまでずっと、以前の「はだしの医者」にも似た 30 万余りの中医“土郎中”が担ってきた。中にはインチキ医者も多く、西洋医薬がほとんど流通しない中、ニセ薬の横行も甚だしかった。

しかし、だからといって中医に一律に医療行為を禁止すれば、まともな中医も駆逐してしまい、農村は全くの無医村地帯になってしまう。これを改善するには、中医に一定の教育を施してボトムアップを狙い、積極的に底辺医療を担ってもらうことが必要になる。また、都会でも、信頼できる町医者や普通病院の欠如が大病院のパンクを生み、本当に必要な重大な医療に手が回らない現実がある。そこで政府は、“全科医”「総合医」を育成してこれを“社区”「地域コミュニティ」に配置する政策を推進している。この面でも中医は重要な役割を果たし得る。中医薬局で“中医坐堂”が復活したのは、まさにそのはしりと言えよう。

政府は 2010 年までに全国の 76%の郷鎮衛生院に中医科と中薬房を設置した。また、省レベルと 2185 の県レベル中医薬技術普及基地を建設して、省レベル 600 名、県レベル 17480 名の医師を養成、1400 の一般病及び多発病に対する効果測定を進めることにしている。ただ、中医を大量に養成するには、その低い収入や待遇面での様々な問題の解決が同時に行われない限り、信頼にたる質の向上は至難の業と言わざるを得ない。

北京市では、2010 年 5 月に北京市中医小児科診療センターが開所し、6 月には 113 の社区に中医総合医のポストが設けられたが、こういった動きは全国に徐々に広がっていくと予測される。

中医・西医のバランスの問題もまだ解決には程遠い。「西洋医学がまず土台に置かれ、中医学はその脇の補助的立場に置かれていることが、中医学の発展と伝承を妨げている」との指摘は常に存在するが、いまだに抜本的な解決策は提示されていない。その最大の要因は、これまで縷々述べてきた、科学的な立証が不十分である事に尽きる。この点は日本における漢方にも共通するところであろう。

にもかかわらず、中医や漢方が、一定の範囲において西洋医学では担えない独特の治療効果を持つ医学体系である事は、衆目のまず一致するところであり、科学的研究の一日も速い成果が待たれる所以でもある。

最後に全く別の大きな問題があることを記しておく。それは、薬材の原料確保の問題である。多くの生薬の原料は中国大陸で産するが、それが砂漠の貴重な植生であったり、絶

滅危惧種だったりして、乱獲による自然破壊や貴重な生物資源を絶滅させる恐れがでてきている。貴重であるがゆえに生産量が減り、それゆえ値段が高騰して盗掘が激しくなる、と言う負の連鎖が止まらない。

以前は一服が6~7元だった中医の風邪薬がいまや20元以下では手に入らない。子供の発熱を抑える太子参は2006年ごろは1キロが20元ほどだったのが2009年は100元に迫り、2011年には500元前後まで値上がりしている。このままでは、医療技術はあっても薬がない、と言う破目に陥る可能性すら否定できない。日本では、既に一部原料の栽培が始まっているが、全ての薬剤でそれを実現する事は難しい。

レアアースの輸出削減が話題になったが、中医薬の材料でもその危険が現実味をましている。

## [六]終わりに

本稿は「中国における伝統的文化の再評価と産業化・国際化」という共通テーマの下に、中国の伝統文化としての「中医薬」産業化への取り組みを追ったものである。

伝統文化を産業化するには幾つかのプロセスを必要とし、その過程で伝統文化とどう向き合い、伝統文化をどう捉えなおすか、という間に直面する。それは取りもなおさず、産業化の成否を決定する直接的な要因ともなる。

伝統文化を発掘するときにはまず求められる事は、ありのままに採集し復元する事である。ただ、その「ありのまま」も厳しい自己チェックを必要とする。なにが「ありのまま」かの判断自体がともすれば自己の主観に侵されているからに他ならない。2次元の目で見た「ありのまま」と3次元の目で見た「ありのまま」は決して同一たりえない。

同じように、ある伝統文化を異文化の目で「ありのまま」に見ても、それが真の「ありのまま」かどうかは分からない。しかし、見方を変えれば、それは異文化の目にとってはまさしく真の「ありのまま」に他ならない、とも言えるのである。

産業化には二つの軸がある。時間軸で捉えるならば、伝統文化の産業化とは、過去からの遺産を現代に移し変えて、そこに現代的価値を付与する行為に他ならない。しかもその価値とは産業化である以上、金銭的価値に置き換えられるものでなくてはならない。通時的な横軸で捉えるならば、過去からの遺産を他の文化圏に移し変えて、異文化社会でも現代に通用し且つ金銭的価値のあるものに置き換えられなければならない。

この両方のプロセス共に、また、2種類の置き換え方を許容する。一つは、ツタンカーメンの黄金のマスクのように、モナリザの絵のように、そのものの存在自体が絶対的なものであり、その金銭的価値は、たとえ受けて側の様々な需要によって若干変化する事はあっても、社会の多数が支持する「ありのまま」の形で保存されるものである。

もう一つは、現代の需要に応じて、普遍的な部分と可変的な部分が自由に選択され、表

現や用法上の工夫による変化で新たな創造が付与され、それが本質にまで及ぶような置き換えである。それは、時には本質と思われた部分が全く本質でなくなることさえある。「和服」は「着物」という役割が本質かと思うと、それが別の創造を生むこともある。その場合、「端切れ」の本質は「着物」ではなく「生地」や「素材の持つ特性」であり、それが用途を変えた「モノ」を形成したり他のモノの一部に使用されたとき、その本質もまた、他の本質に置き換えられる事もあり得る。

こうした考えを中医薬の当て嵌めると、「中医薬」産業化にも様々な視点が生まれよう。基準化、国際化、産業化というキーワードは、それら自体がまさに伝統文化の産業化を考える重要なキーワードになっている。第一章で引用した「6つの先と6つの後」や「5つの関門」もまさに伝統文化の産業化の過程における「本質の変容」に関わる内容を含んでいるのである。

その意味で、中医学を世界に伝播させようという現在の試みは、中国人が国際社会という多文化環境で自己を問いなおす巨大な鏡の役割を果たしているとも言えよう。

#### (参考1) 世界中医薬学会联合会 (世界中聯・WFCMS・・・2003年設立)

##### [設立趣旨]

先進国は「国際基準」を作り上げる事によって目覚ましい発展を遂げたが、中国は既存の国際基準に従うばかりで、主体的に国際基準を作り上げる活動を行ってこなかった。しかし、中医薬は中国が国際基準を作ることのできる分野であり、昨今世界的に注目が集まり普及し始めている分野でもある。

現在、中国には中医薬に関する国際基準を設ける団体が存在せず、国際基準化に向けた動き

も見られないが、中医薬は中国に強みのある産業であり、国際的な基準を設けることは生産・加工・対外貿易による国内産業の活性化に対し大きなメリットになる。

##### [活動内容]

1. 中医薬関連の国際基準を研究・制定・発表し、中医薬管理を規範化して中薬の国際的地位の向上を図る。
2. 中医薬国際化の戦略研究や計画策定を行い、中医薬を各国の医療衛生制度に浸透させる方法と道筋を探る。
3. 各国・地域による中医薬研究の協力・交流を積極的に推進し、医療・学術・研究施設等の共同運営を通じて中医薬の学術レベルを高める。
4. 情報ネットワーク技術を活用して中医薬文化とその特色、優位性を宣伝することで、より多くの中医薬サービスや製品を国際的な医薬保健市場に送り出す。

##### [組織内容]

## 5つの内部機関

基準化建設委員会・試験評定委員会・道徳委員会・臨床工作委員会・教育指導委員会・  
科学技術発展委員会

## 14の事務機関

総合弁公室・学術部・財務部・科技及び基準部・資格試験部・国際研修部・人材交流サ  
ービスセンター・国際連絡部・翻訳部・プロジェクト管理部・『世界中医薬』雑誌社・  
国際医療協力1・2部、奨励弁公室

## 32の専門委員会

美容・外科・内科・婦人科・小児科・眼科・男性科・中薬・針刀・腫瘍・呼吸病・肝臓  
病・腎臓病・翻訳・腔腸・骨傷・皮膚・糖尿病・エイズ・亜健康・出版編集・心血管病・  
中薬分析・中薬薬剤・中薬薬理・中薬科学・中医心理学・臨床効果評価・耳鼻咽喉・消  
化器・特殊診療研究・中薬新型

## (参考2)：2010年中医薬9重点項目より抜粋（2010.1.15 中国中医薬報）

### ③長期的な発展

- 今期全人代任期中（2013年まで）に、『中（伝統）医薬法』起草完了させ、  
速やかに国務院へ
- 中医薬基準化発展計画の実施  
年内に100項目の国家・業界標準の制改定

### ⑥継承・イノベーション

- 研究成果を臨床・産業に転化させ、それぞれの発展を促進する
- 973計画の継続
- 国家発展改革委員会とともに現代中薬産業発展特別プロジェクト立ち上げ

### ⑦人材育成

- 教育部門と共同で、中医薬業界の職業標準・資格制度を制定

### ⑨国際発展

- 中医薬対外交流・協力中長期計画の策定・発表
- WHOとの協力を強化、「伝統医学決議」各任務の実施
- ISOとの協力を強化、中医薬技術委員会づくりで「中国主体の中医薬国際標  
準」推進
- ユネスコとの協力強化、文化部門と共同で無形文化遺産・記憶遺産への登録  
推進
- アメリカ・フランス・ロシア・韓国・シンガポールなどの重点国家との実務  
協力。

## [参考文献]

1) 本論の内容に直接関わるもの

『中国中医薬報』2001年～2011年

『中国中医学界に関するレポート』No. 1～No. 105 (2009. 9～2012. 2) 柳川 俊之

人民日報2001年～2011年

朝日新聞、読売新聞、日経新聞など日系各紙2001年～2011年

『第二回日中韓医史学界合同シンポジウム／論文集』

一越境する伝統、飛翔する文化 漢字文化圏の医史—2010. 6 第111回日本医史学界事務局

2) 附：最近の中国文化産業に関する主要参考文献

『中国文化产业新思考』 2010年1月 范周著光明 日报出版社

『文化产业与管理』 2010年3月 赵晶媛著 清华大学出版社

『2010年中国文化产业的发展报告』2010年4月 张晓明胡惠林 章建林著社会科学文献出版社

『2010年重庆文化产业发展报告』2010年5月重庆国有文化资产经营管理有限公司编重庆出版社

『中国文化产业评论』 2010年8月 胡惠林 陈昕著 上海人民出版社

『我国文化产业发展战略理论文献研究综述』2010年9月 胡惠林著 上海人民出版社

『文化创意产业集群研究』 2010年12月 蒋三庚 张杰 王晓红著 首都经济贸易大学出版社

『我国文化产业政策文献研究综述1999-2009』2010年12月 胡惠林著 上海人民出版社

『文化产业政策与文化产业发展研究』2011年6月 欧阳坚著 中国经济出版社

## 中国における伝統文化の再評価・産業化について 葬祭業を中心に

金子伸一

### はじめに

日本では、葬祭に関わるサービスを営む場合、行政の許認可が必要とされていないため、新規参入しやすいサービス業となっている。そのため、葬儀社・葬儀屋と呼ばれる専門の業者や互助会に加入する会員の積立金で運営される冠婚葬祭互助会によるものや、主に組合員を対象にした農業協同組合や生活協同組合によるもの、そのほか仏壇販売店・墓石を扱う業者・生花店・ブライダル業などから参入した新しい事業者によるものや一部の自治体が運営するもの等々、多くの事業者が荘厳さを競ったり、経済性を競ったり或いは環境配慮を競ったり、インターネット利用により利便性を競ったりして、様々な選択肢を提供している。

遺体の処理については、現在はほぼ 100%が火葬され、火葬後に遺灰を海などに撒くなどのいわゆる散骨を行うケースも散見されるが、圧倒的多数は埋葬するやり方を選択している。「墓地、埋葬等に関する法律」によると、遺体を埋葬或いは焼骨を埋蔵する施設を「墳墓」と呼び、墳墓を設けるための区域を「墓地」と呼び、墓地とするためには都道府県知事の許可をうけなければならないと規定している。同法は、「火葬」を事業として行う場合も、墓地と同様に都道府県知事の許可をうけなければならないとしている。純粋な意味での「火葬」が行われている仏教誕生の地、インドでは火葬後の遺灰は主に河に撒かれ、墓地に埋葬し墳墓をつくることは行われない。この点、日本や中国などで「火葬」と表現しているものは火葬処理を指しているにすぎず、火葬処理後の遺骨・遺灰を埋葬し、その後、弔うという行為が伴うために墓地・墳墓をどのように手配するかということが、遺族にとっての関心事となり、時には社会全体にとっての大きな問題となっている。

中国では、葬祭業にあたる言葉として「殯葬事業」（“殯葬事业”）という言葉が多く使われている。「殯」が葬儀を表し、「葬」<sup>22</sup>が火葬場・納骨堂・墓地を表している。1949年に新中国が誕生して以来、中国政府は一貫して火葬・簡素な葬儀を国民に呼びかけてきたものの、都市部といった一部の地域を除いて、伝統的なやり方や考え方にもとづく土葬・

<sup>22</sup> 本来の意味は、「殯」が「もがり」の意で、埋葬前にしばらく遺体を棺に納め安置しておくこと。「葬」が遺体を埋めること。いずれも元は儒教の葬儀儀礼の用語と言われている。

盛大な葬儀というものを排除しきれていない。

社会主義計画経済時代、農村では人民公社・生産大隊といった職場が、都市部では国营企業という職場が福利厚生・社会保障・医療は言うに及ばず葬祭までも取り仕切っていたこともあり、遺族の費用負担はほとんどなかったと言われている。1978年より始まった改革開放政策が進展するに伴い、そうした職場が負担していた部分が市場経済化の名のもとに表に現れることとなり、葬祭においても遺族の費用負担は徐々に膨らんでいる。また、葬儀・埋葬といった分野は公益性の高い分野であるとして、民政省や地方の民政局が強い行政指導を行ってきたこともあり、他の事業分野と比較すると産業化・民営化が遅れているように見える。本稿では、伝統文化の影響を強く受けている葬儀・埋葬を営む中国の葬祭業の現状と、常に「殯葬改革」を提言してきた中国政府の政策の変遷を考察する。

## 1. 中国の葬祭と葬祭業

### (1) 葬祭業の位置づけ

中国語で「殯葬事業」（“殯葬事业”）と呼ばれる葬祭業であるが、葬儀を行う場所としては、一般的に葬儀場（“殡仪馆”）或いは葬儀サービスセンター（“殡仪服务站”）といった施設が用意されている。埋葬に関わる施設としては、火葬場（“火葬场”）・納骨堂（“骨灰堂”）・墓地（“公墓”）がある。墓地の中国語の表記が“公墓”となっているが、これは共同墓地のような意味合いを有する言葉である。1992年8月に公布された「公墓管理暫行弁法」（“公墓管理暂行办法”）において、墓地には公益性共同墓地と営利性共同墓地の2つがあると定義づけされた。公益性共同墓地は基本的に無償で農村住民に提供されるものであり、営利性共同墓地は都市住民のために有償で遺骨・遺体の埋葬に関わるサービスを行う共同墓地であり第三次産業に属する、とされた。また、共同墓地の土地所有権は国家か団体に帰属するため譲渡・売買できないことと、全国の共同墓地を管理するのは民政省であるということが明記された。

国の経済運営方針や中央政府行政の運営指針などが盛り込まれる五カ年計画の最新版である第12次五カ年計画（2011年～2015年）に葬祭業に関連する項目はあるだろうか。

「第十篇 伝承・革新により文化事業と文化産業を発展させる」の中に出てくる文化産業として具体的名称が挙げられているものは、映画・ビデオ製作、出版・発行、印刷・複製、演芸・娯楽、デジタルコンテンツ、アニメーションであり、葬祭業に関連するものは見当たらない。葬儀や埋葬というものは、ある集団の行動様式や考え方という意味での「文化」に関わる部分が大きいものであるが、いわゆる文化産業という位置づけにはなっていない



ようである。

「第四篇 サービス業の一大発展をはかる」の中に出てくるサービス業の範疇には、生産サービス業として、金融サービス業・近代的物流業・ハイテクサービス業・商務サービス業が、生活サービス業として商業・貿易サービス業、観光業、家庭サービス業、スポーツ事業が出てきているが、葬祭に関連する具体的記述は見当たらない。日本の場合には、国税庁の日本標準産業分類にしたがうと、火葬・墓地管理業と冠婚葬祭業という形で生活関連サービス業に分類されている。

「第八篇 民生（雇用・社会保障・医療衛生・住宅など）を改善し、基本公共サービスシステムを確立、整備する」には、政府財政から支出する基本公共サービスとして、義務教育・就職サービス・社会保障・医療衛生・計画出産・住宅保障が挙がっており、生活保護を受けるような貧困家庭の葬祭に関わる費用は政府が支出するという記述がある。貧困家庭に関する場合だけに限られるのかも知れないが、これにしたがえば、葬祭・埋葬に関わることは行政が提供する公共サービスという位置づけになっているのかも知れない。

民政省が作成した「民政事業発展第 12 次五カ年計画」の第五節は、葬祭に関する項目であり、1 として葬祭の管理が、2 として葬祭サービスについて述べられている。葬祭の管理に関する部分の概略は、先ず、積極的かつ確実に葬祭改革をすすめ、中でも環境にやさしい葬祭を推進し、古い風俗習慣を改めることや簡素な葬儀を提唱するとしている。火葬場の大気汚染物質の排出基準を実際的に運用し、エネルギー節約・排出量削減のできる火葬技術の研究開発を強化し、遅れた火葬設備・施設の改造や更新を行うことが 2 番目に挙げられている。そして最後に、法にもとづく検査を強化し、共同墓地の管理を規範化するとしている。2 の葬祭サービスに関する部分の概略は、先ず、葬祭援助政策が低所得者層の全体に行き渡るようにするとしている。これは上記の中央政府の第 12 次五カ年計画の第八篇の記述に呼応している部分だと思われる。次に、「質の良いサービス、明るい葬祭」をテーマとした高品質サービス月間という活動を継続して展開することが挙げられている。最後に、葬祭サービス施設を整備し、葬祭サービス基準を規範化すること、葬祭サービス業界に対する監督管理を強化し、葬祭サービスのレベルアップを図るとしている。

上述の 1992 年 8 月に公布された「公墓管理暫行弁法」では、少なくとも営利性共同墓地は、都市住民のために有償で遺骨・遺体の埋葬に関わるサービスを行うもので第三次産業に属する、としたが、民政省が作成した「民政事業発展第 12 次五カ年計画」を見る限りでは、第三次産業の一つである葬祭サービス業界を民政省が管理監督する部分と民政省自体が葬祭サービス業を営んでいる部分があるようにも読めるのである。法令では、第三

次産業に属するとしたものの、実体面では民政省或いは地方の民政局が「事業」を営んでいることのほうが多いので、この業界を表す言葉も“殡葬事業”（「葬祭事業」）、即ち「行政機関による事業」というニュアンスの強い言葉が多く使われているのだと思われる。もちろん、“殡葬業”（「葬祭業」）という言葉もあるが、メディアなどで目にする機会は少ない。因みに中国で最も利用されているインターネット検索「百度」で“殡葬事業”を検索するとヒットする数は163万語余り、“殡葬業”を検索すると58万語余りとなっており、この差が行政事業と産業としての葬祭業の数の差を表しているのかも知れない。

民政省管理幹部学院の楊根来教授は、2007年時点で葬祭事業を行っている事業所数は中国全体で3,669カ所、職員数は71,000人で、社会主義計画経済時代はこれらの全てが全額政府財政で運営されていたが、改革開放政策をすすめる中で政府の部分的補助に変わり、現在は事業所ごとの独立採算となっているため各事業所はそれぞれ自分の力で利益を上げる必要があると指摘している<sup>23</sup>。ここでいう事業所数というものが、文脈からすると全て行政事業の事業所のようにも受取れるが、残念ながら他の資料をあたっても、この数字が全て行政が行っている事業所なのかどうかを確認できていない。

## (2) 農村部における葬儀・埋葬

中国の葬儀・埋葬の事情は農村部と都市部で大きく異なる。農村では、地域ごとに異なるしきたり或いは宗族のしきたり等にしたいがい、家族・親族や村人が臨終から納棺、もがり（一週間程度の通夜に相当）から墓掘り・埋葬までを行うという伝統的な土葬がまだ多くの地域で行われている。例えば、山西省のある地域では、おおよそ次のような段取りで葬儀・埋葬が行われている<sup>24</sup>。

### 1 事前の準備

還暦を迎えた老人は、次の閏年の閏月に以下のようなものを準備する。

棺、死装束（衿無し、ボタン無しのもの）、枕、布団、位牌

### 2 臨終 死水をとる＝綿花で唇を湿らせる

3 通知 子が村中に通知。父親の死を知らせる場合には左膝をつき叩頭して通知。母親の死を知らせる場合には右膝をつき叩頭して通知。

### 4 納棺

遺体に死装束を着せ、口に葬祭用の紙銭を含ませる。（獄卒に対し最後に差し出す賄賂となる）

<sup>23</sup> 2010年3月31日に北京で行われた「殯葬白書」の報告会での発言。

<sup>24</sup> 2006年2月23日、日中異文化コミュニケーション研究会で講演をされた谷野典之氏の講演用資料「山西省丁村における葬送儀礼」に依る。

棺全体に葬祭用の紙銭を敷きいれる。

副葬品（お茶の道具、キセル等の生前の日用品や食品）を入れる。

#### 5 棺に封をする

死の当日から 2、3 日以内の適当な時に行う。

子が死者の顔を拭く。箸で綿花をつまみ、酒を浸して拭く。

親戚一同が死者と最後の対面を行う。

死者の顔の上にタオルやハンカチをかぶせ、全体を布団で包む。

蓋をかぶせ封をする。

#### 6 殯（もがり） 少なくとも 7 日間行う。

昼夜を問わず「長命灯」と呼ぶ明りをともし続ける。

家族は食事の度に、「食品缶」と呼ぶ缶の中に少しずつ同じ食べ物を入れる。

#### 7 埋葬の前日

位牌に生年・享年など記載する。

墓を掘る。

日没時に親戚全員が集まり、祭祀のあと大声をあげて泣く。

#### 8 埋葬の当日

明け方、棺の頭部を高くし、死者に旅立ちを予告する。

線香・紙銭・供物を持って墓に行き、地を祭る。

朝祭、午祭と 2 回、葬儀を行う。叩頭の仕方や供物の用意など、死者との関係によって作法が細かく決まっている。

出棺。家から墓まで手伝いの人たちが総重量 200 キログラム程の棺を担いで行く。

埋葬。墓穴から地下の墓道へ棺をロープで下ろす。墓室へ棺を安置する。手伝いの人たちが地上に上がる。墓穴を埋め、墳丘を盛り上げる。

墓前にて遺族が泣きながら叩頭する。

政府は火葬を推奨しているが、火葬化率は思うように上がっていない。民政省の統計によると 2005 年における全国平均の火葬化率は 53% で、政府はこれを 2010 年までに 56% へ引き上げるという目標を掲げていた。仮に政府目標が達成されたとしても、未だ半分弱に対しては土葬が行われているということである。

上述のような中国農村部における土葬はなぜ行われ続けるのであろうか。日本、朝鮮半島を含む北東アジアでは古来より習慣的にそのようにやってきたという部分もあるだろうし、火葬をするための火力は一定程度必要で庶民には用意できなかったというような部分もあるのかも知れない。中国哲学者の加地伸行氏は、「葬儀儀礼をぬきにして、儒教は存在しえないと言って過言ではない。儒教こそ葬儀を本分としている。そして、この葬儀を通

して、儒教は宗教へと一直線につながっているのである」<sup>25</sup>と述べている。上述した山西省の農村の伝統的な葬儀・埋葬の進め方などは、そのほとんどが儒教の儀礼に則ってすすめられているようである。一方で、一般の中国人には宗教としての儒教という感覚は全く共有されていない。儒教或いは儒学は倫理道徳を説くものではあっても、葬儀儀礼を主宰しているとは考えもしない。したがって、中国政府が儒教或いは儒学の再評価をしようというようなことを行う場合には、その倫理性・道徳性の部分だけを再評価の対象にしているのである。いずれにしても、中国の農村部では、儒教の葬儀儀礼に則って葬儀・埋葬を行うという意識もないなかで伝統的に受け継がれてきた作法に則り、葬儀を営み、埋葬を行い、墓をつくり、祖先の供養を行うということを続けているのだと思われる。

### (3) 都市部における葬儀・埋葬

農村部で行われる伝統的な葬儀・埋葬に比べると、都市部における葬儀・埋葬は非常に簡素なものと言える。北京市民政局殯葬管理处が北京市殯葬ネット<sup>26</sup>を運営しており、ここに紹介されているおおまかな葬祭手順は次のようなものである。

近親者逝去 → 死亡証明の入手 → 葬儀場と連絡 → 葬儀用品の購入 → 火葬日時決定 → 霊柩車の予約 → 告別室（追悼式を行う部屋）の予約 → 火葬当日、死亡証明書を持参し病院の霊安室で霊柩車の到着を待つ → 遺体を清め、衣服を着せる → 死者に告別 → 火葬 → 骨壺<sup>27</sup>の購入 → 費用の精算 → お骨を受け取る → 骨壺を預ける（或いは墓地を購入する）

大まかな流れを見る限り、通夜式が見当たらないことと僧侶の読経のような部分が見当たらないことを除き、日本の都市部における葬儀・埋葬までの流れとほぼ同じ流れで行われていることが分かる。このほかに同サイトでは、「葬儀サービス案内」、「遺体の火葬手続き規程」、「遺骨埋葬手続き規程」、「遺骨保管預託手続き規程」等の項目に関し、それぞれページを設けてやや詳しく手続きの流れを紹介している。

この北京市殯葬ネットというウェブサイトを管理している北京市民政局殯葬管理处が葬儀場や火葬場の事業主体でもある。同サイトによると、北京市民政局は現在 12 カ所の葬儀場を運営しており、その 12 カ所全てが火葬場を所有していると紹介している。北京市や上海市といった大都市では、民間資本による葬儀場の運営会社が散見されるようにな

<sup>25</sup> 加地伸行著 『儒教とは何か』 p. vi

<sup>26</sup> <http://bjbz.bjmzj.gov.cn/>

<sup>27</sup> 陶器製或いは高価な石材製の場合は日本の骨壺と同じような形であるが、黒檀などの木製の場合は、20cmx40cmx 深さ 15cm 程の大きなオルゴール箱といった感じのものである。

っているが、後述するメディアの報道などを見ると、地方の都市ではその土地の民政局が事業主体そのものとして或いは事業主体に何らかの形で関与しているケースが一般的だと思われる。

火葬後の遺骨は、実際にはどうなっているのだろうか。2010年11月2日付の「齐鲁晚报」に山東省青島市（都市部の人口が約300万人）の状況が紹介されている。それによると、現在青島市では「海葬」と呼ばれる散骨を除き、遺骨の葬り方の選択肢は次の3通りであるとしている。

- 1 公益性共同墓地に埋葬（農村地域住民のみ）。墓地の手当てに費用はかからない。
- 2 営利性共同墓地に埋葬（都市部住民用）。費用が最も高い。
- 3 納骨堂に遺骨を安置。この場合も農村地域住民と都市部住民で対応は異なる。
  - ①農村地域住民は公益性納骨堂に遺骨を安置。無料。
  - ②都市部住民は葬儀場の納骨堂に遺骨を安置。一年に40～180元の費用がかかる。

そして、都市部住民の遺骨の7割は葬儀場の納骨堂に置かれているのが現状で、その理由は都市部においては埋葬するための墓地が不足しているからだと述べている。記者が青島市民政局に取材したところ、許可を得てつくられた市内の営利性公共墓地は僅かに10カ所、計2,283畝<sup>28</sup>（緑化地を考慮すると1畝には41体しか埋葬できないと言われているので、単純計算で93,603体分）しかないうえに、国からは新規の営利性公共墓地造成を今後は一切許可しないようにと言われているとのことである。そうした営利性公共墓地の価格についても取材報告があり、それによると、墓地価格は市場価格となっているため右肩上がりで、市内の福寧園という営利性公共墓地では、最低価格が32,800元（1元=12円で換算すると393,600円）、最高価格は96,800元（1,161,600円）、更に、管理費用が年間380元かかるという。2008年の広州市（常住人口が約1000万人）の統計によると、広州市では一年に約5万体を火葬したが、火葬後の遺骨の80%以上は納骨堂に預けられていて公共墓地に埋葬されたものは少数で、樹木葬のように自然に戻されたものは2%、海に散骨されたものが0.6%であったとしている。

## 2. 問題の所在

### (1) 「十大暴利業界」の常連

中国では2002年から年に一度、暴利をむさぼっている業界のランキングづけを行い、「十大暴利業界」としてメディアがランキングを公表しているが、常に上位に入ってくるのが

---

<sup>28</sup> 畝（ムー）は土地面積の単位で、1畝=666.7平方メートル

葬祭業である。中国版ウィキペディアである「百度百科」<sup>29</sup>では、エネルギー業界・薬品と医療・小中学校教育・葬祭・教材出版・美容整形・高速道路・ケーブルテレビ・不動産・インターネットゲームが十大暴利業界だとしている。それによると、「孝道」を尊崇する伝統と体面を考慮し豪勢な会葬を営みたいという風土などが葬祭業者に法外な値段をつけさせることを助長しており、葬祭業界は仕入れ値の3倍から10倍、時には20倍ほどの値段をつけて売りつけていると紹介している。

「十大暴利業界」というランキング発表の影響は大きく、2003年頃より葬祭業の現状について新聞が頻繁に報道するようになった。2003年9月15日の「光明日報」は、青海省の省都西寧市の状況として「市内の葬儀場や一部の公共墓地や関係部門では、原価が数元程度の花輪を数十元、時には100元以上の高値で売りつけている。火葬代は、物価管理部門が決定している火葬代は僅かに92元であるが、実際に火葬を手配するとあれやこれやと取られ1000元以上かかってしまう。原価が数十元、どんなに高くとも100元を超えることはない骨壺だが、1000～2000円で売られている。一区画2平方メートル以下の墓地と簡素な墓石を手に入れようとする、安いものでも数千元、高いものは数万元かかる」と紹介している。2010年4月5日の「中国青年報」によると、民政省系列の葬儀場では黒檀製の骨壺を6000円で売っているが、成都市の葬儀用品店では同じものを2000円で販売しているようである。黒檀製のものの原価は分からないが、このニュースを信じる限り、民政省系列の葬儀場は成都市の葬儀用品店より4000元は高く売りつけているということになる。また、2011年4月4日の「光明日報」は、陝西省で葬儀を終えた遺族にインタビューをした際の反応について、「卸売価格20～30元の骨壺は2、3000円で、原価が2000元前後と思われる玉石に彫刻を施した骨壺はなんと3万元で売られている。生花でつくられた花輪は3種類あり、200元、300元、600元という値段で売られているが、遺体のまわりに生花を入れると4800元を払わなければならない。祭壇に生花を配してもらうには2万元を払わなければならない。たった30分ほどの告別の儀式だというのに、3万元も払わされた」と伝えている。

広州市内の墓地価格は2万元～10数万元と言われているが、「羊城晚報」の記者が広州市内の幾つかの大型墓地を訪れて調査した価格動向を報じている<sup>30</sup>。それによると、中華永久墓園では最低価格が5万元強。1区画の面積は2平方メートルで管理費用は毎年1平方メートル当たり200元。南沙玉徳堂では最低価格が3万4千元。1区画の面積は1.5平方メートル。管理費用は10年ごとに3000元。高いものは6～10数万元で、この場合の1区画の面積は4.5平方メートル、10年ごとの管理費用は5000元だという。広州市内のマ

<sup>29</sup> <http://baike.baidu.com/view/185814.htm>

<sup>30</sup> 2010年11月7日「羊城晚報」の記事

マンションの平均価格は1平方メートル当たり1.14万元とされているので、お墓の1平方メートルあたりの価格はマンションをはるかに凌駕している。また、この記者は、「墓地を投機の対象とする者がいることも墓地価格を高騰させている。規定上、墓地の購入には出生証明や死亡証明などの証明書が必要とされるが、一部の金持ちは墓地側と結託し墓を数十基単位あるいは数百基単位で購入し値が上がるのを待っている」とも伝えている。

上述の「中華永久墓園では最低価格が5万元強」であるが、現在中国の大学新卒者の月収は2500元程度（約3万円）と言われており、これを尺度にすると、5万元は新卒者月収の20倍となっている。日本の首都圏と比較をしてみると、大学新卒者の月収は約20万円、東京近郊の埼玉県川口市や草加市で最近売り出されている墓地の最低価格は1区画（石碑・骨壺を納めるカロート、工事代、消費税込）100万円を僅かに切る水準であり、新卒者月収の5倍である。単純比較ではあるが、中国の都市部で墓地を手当てすることは日本よりも高い買い物になっているのは事実である。

墓地を投機の対象とする人々がいることも墓地価格高騰の一因ではあろうが、都市部では営利性公共墓地の数が絶対的に足りないという問題が恒常的な問題となっているようで、これも墓地価格高騰の要因である。2008年4月7日の「人民日報」は次のような報道をしている。湖北省民政庁の話として「湖北省の1人当たりの耕地面積はわずか0.85畝であり、国連食糧農業機関(FAO)が定めた0.795畝という警戒ラインにかなり近づいている。平野部ではこれ以上墓地を増やす余地がほとんどない。樹木葬・花木葬・壁葬といった土地節約型埋葬方式の普及は一刻の猶予も許されない段階に来ている」と紹介し、湖北省の省都、武漢市の民政局の話として「土地に余裕がなく、毎年2万人分の墓が必要という現状が継続すると、10年から15年後には埋葬スペースゼロという状況になる可能性がある」と伝えている。また、湖南省長沙市葬儀事業管理处の統計を引用し、「2007年、同市の死亡人口38,940人のうち、火葬は21,080体、土葬は17,410体だったという。1人を土葬するのに少なくとも10平方メートルの土地を要したとして、土葬だけで174,100平方メートル、サッカー場24個分に相当する土地が使われたことになる」と紹介している。この記事は、墓地価格高騰に直接触れたものではなく、土葬はいうに及ばず都市部における遺骨埋葬のための墓地であっても土地を一定程度使うものであり、将来を考えると、そうした伝統的な埋葬方式を転換し土地節約型のものを普及させなければならないという趣旨で書かれたものである。中国の都市部では墓地として使える土地はない、或いは限られているという民政省を中心としたこのような論調が、政策に優先順位をつける競争、例えば政策当局としては工業団地を造成して企業誘致をしたほうが税収が増えるとか、不動産業者にマンション建設用として土地使用権を販売したほうが利益を上げられるといった政策選択における競争に負けた結果として出ているのか、本当に伝統的な埋葬方式と決別するための

準備に入ろうとしているのかは分からないが、前述の青島市民政局の「国からは新規の営利性公共墓地造成を今後は一切許可しないと言われている」という話しにあるように、都市部では墓地の供給量が少なく、これが墓地価格を高騰させる要因になっているのも事実である。

上記の武漢市の状況であるが、その後武漢市では「武漢市殯葬管理弁法」をつくり施行した。これは、営利性共同墓地を制限し、公益性共同墓地の建設推進を明確にするもので、1992年以降、武漢市が建設を許可した共同墓地は全て営利性共同墓地であったが、共同墓地の経営者が余りにも利益を追求し販売の中心を高級な墓地にしたため、中クラス以下の墓地が益々少なくなり、庶民から「高額すぎて埋葬できない」という声が大きくなっていったことが背景にある。この部分は価格高騰に対応する部分であるが、同弁法は、公益性共同墓地建設推進のほかに、既存の営利性共同墓地に対して埋葬地総面積の30%以上を「壁葬」など低価格の埋葬施設とするよう要求している。また市民に対しては、「散骨葬」や「樹木葬」のように埋葬を必要としない或いは埋葬面積が少なくて済む方式を奨励している。<sup>31</sup>

## (2) 行政と事業の分離

葬祭業を営む民政省系列の事業体において、行政と事業或いは行政と企業といった分離が進んでいないことが暴利を貪る業界体質を生み出す最大の原因であるという指摘がメディアや民政省の関連機関などからなされている。

1978年以降推し進めた改革開放政策の「改革」には行政機構の改革や国営企業の改革が重点に挙げられていた。例えば、石油工業省の場合、改革以前は陸上油田の開発・生産や油田開発に必要な設備・機材の購入、生産した石油の販売等の現業から、探査事業・油田開発事業の管理監督、安全操業の指針策定、国家全体のエネルギー政策策定と言った行政を一つの組織でいていたが、1982年以降、おおよそ次ぎのような「改革」が行われ、ニューヨークや香港等の株式市場に上場するペトロチャイナ（“中国石油天然气股份有限公司”）という企業誕生にまで至った。

1982年 石油工業省より海洋石油事業が分離独立し、中国海洋石油総社（“中国海洋石油总公司”）という企業体が設立。

1983年 石油工業省傘下の製油所が分離し、化学工業省の石油化学部門と紡績工業省の繊維部門と合体し、中国石油化工総社（“中国石油化工总公司”）という企業体が設

---

<sup>31</sup> 2010年11月16日「長江日報」の記事



立。

- 1988年 石油工業省を廃し、中国石油天然ガス総社（“中国石油天然气总公司”）が誕生。石油工業省の行政機能は新設のエネルギー省に移管。
- 1992年 エネルギー省を廃し、中国石油天然ガス総社は国務院直属の企業となる。
- 1998年 中国石油天然ガス総社の業務を再編し、中国石油天然ガス集団社（“中国石油天然气集团公司”）を設立。
- 1999年 中国石油天然ガス集団社の中の利益を生み出す中核事業を分離し、ペトロチャイナ（“中国石油天然气股份有限公司”）という株式会社を設立・登記。
- 2000年 ペトロチャイナ（“中国石油天然气股份有限公司”）がニューヨーク、香港の株式市場に上場。

原油や天然ガスを探査・開発・生産・加工・輸送・販売するという事業に関わっていた石油工業省と民政省の事業内容は大きく異なるが、極端に言えば、民政省は石油工業省の1988年以前の段階にある。即ち、管理・監督をするというお役所本来の行政機能と葬儀場・火葬場・共同墓地などの事業経営が基本的に分離されていないという状況である。次章で政策の変遷を見るが、もちろん、葬祭事業の分野でも「改革」という政策スローガンは1956年より一貫して掲げられているので変化は生じている。

例えば、2006年8月30日の「人民日報」は、広東省珠海市民政局は今後実際の葬儀を取り仕切らないこととし、その代わり葬祭センターという企業化した事業体を立ち上げ、葬儀用品の段階的市場開放を行い、何十年にもわたって民政局が運営する葬儀場が葬儀用品を独占販売し続けてきた現状を改革した、と報じた。「企業化した事業体」がどのようなものかは分からないが、行政から分離したという点は評価できる。一方、同じ記事の中で、「湖北省荊門市では、共同墓地と葬儀場の経営権がある企業に譲渡され、事実上の独占状態になったため、墓地価格も葬儀費用も共に高騰し、市内では高すぎて墓地を手当てできない遺族は、仕方なく60キロメートル離れた隣の県に墓地を求めて遺骨を埋葬するしかなかった」ということも紹介した。こうした問題が起こるのであれば、「企業化した事業体」や「譲渡先の企業」を如何に管理・監督するかという、行政本来の機能が問われることとなる。

前出の民政省管理幹部学院の楊根来教授は、民政局の行政事業から企業としての葬儀場に或いは共同墓地に看板は変わっても、民政局の局長がそうした企業の会長や社長を兼務しているケースが散見されるし、甚だしいものになると民政局の局長がそうした企業の法定代表者になっているケースもある、と指摘している。こうしたケースでは、当然のことながら表向きは行政事業ではなく企業の運営する事業に変わってはいるが、実体は行政が

全てを取り仕切っていると見られてもおかしくはない。

2010年4月6日の「揚子晩報」は次のように報じた。「遺体の搬送・安置・火葬などの基本的な葬祭費用は全国平均で1000元前後であるが、一部の民政省系列の葬儀場では昨年より無料化している。民政省によると今年はこの無料化を全国的に推し進めるとのこと。但し無料サービスを受けるための条件は民政省系列の葬儀場で葬儀を行うことである」と。この条件を受け入れた場合に、利用者は総費用において優遇されるのか、損を蒙るのかも分からないが、「改革」の表れなのだと思う。「十大暴利業界」の実例のところ、「民政省系列の葬儀場では黒檀製の骨壺を6000円で売っているが、成都市の葬儀用品店では同じものを2000円で販売している」というニュースを伝えた2010年4月5日の「中国青年報」は、そのあとに続けて「1000元程度の葬祭費基本料金を無料にする代わりに他のことで儲けようとするなら本末転倒である。葬祭サービス業には高い専門性は求められていない。独占の排除を徹底し市場を民間資本に開放すれば庶民は自ずと質が高く安価なサービスを受けられるようになる」、とメディアとしての見解を伝えている。

江蘇省の第4回政治協商会議において程剛委員が葬祭業改革を訴えたということもあり中国新聞社が同氏にインタビューを行い、その内容を2011年2月9日に伝えた。インタビューの中で程剛委員が指摘しているのは、「長い間、全ての葬儀場は地方の民政部門が福利厚生機関として登録し、一部の共同墓地は地方の民政部門が出資してつくったうえで、販売と管理を行っている。ある地方の民政部門では、葬祭業経営を直接おこなっているため、行政と事業経営が一体となっている。経営権と管理権限が、時には法にもとづく執行権が一緒になっている。こうした行政と事業が分離されていない体制が続き、葬祭業は長期にわたり独占的経営を行ってきた。葬祭業改革の鍵は、行政と事業を分離することだ」ということである。

1978年以降、改革開放政策を推進してきた政府は、「政事分開」「政企分離」といったスローガンを連呼するなかで、行政と事業を分け、行政と企業を分離して、行政機関や国営企業を再編成・再構築し、いろいろな分野における産業化を推進してきた。メディアは葬祭業が抱える問題の解決には市場経済化・民営化が必要だと訴えてきた。民政省系列の機関の有識者も行政と事業を分離することが改革の鍵であると指摘するようになっている。葬祭業の管理監督機関である民政省も長年にわたり葬祭事業の「改革」を標榜し関連の政策を推進してきたのであるが、では、どのような「改革」を行おうとしてきたのか。次章において、民政省を中心とする中央政府が葬祭に対し、どういった提言をし政策を打ってきたのかを見る。

### 3. 葬祭事業改革

#### (1) 政策の変遷

1978年の改革開放政策に転じる以前にも、政府による葬祭改革は行われていた。新中国になって以後、最初に提言されたものは、

1956年4月に内務省（当時）から出された「葬祭改革に関する意見」（“关于殡葬改革的意见”）で、火葬を推進しようという提言であった。この提言を中心的に行ったのは毛沢東で、彼の言う火葬は、現在中国や日本で行われている「火葬処理後、遺骨を埋葬する」という習慣における火葬ではなく、骨を埋葬するための墓をつくらないインド仏教式の火葬のようである。2011年6月25日の「人民ネット日本語版」は、周恩来<sup>32</sup>首相は当時、部下に命じて江蘇省淮安市にあった周家一族の墓地を破壊させ埋めてしまったと紹介しているが、彼のこうした行動があったということは、当時の毛沢東は墓を残さない本来の「火葬」を意図していたと考えられる。この提言に呼応する形で、同年4月27日の中央工作会议において毛沢東、朱徳、劉少奇、周恩来、鄧小平等151名の幹部が「火葬実行の発議」（“倡议实行火葬”）にサインをし、政府の幹部たちが「自分の死後は火葬とする」と約束することとなった。政府幹部たちが率先垂範する形で火葬を推進しようとした背景には、土葬のために用意される棺材という木材資源の浪費と耕地の減少を防ぐ目的があったと見られる。

1965年7月に内務省（当時）は葬祭改革事業に関する意見（“关于殡葬改革工作的意见”）を公布し、古い葬祭習慣を改めることを含む葬祭改革の推進、土葬を改め火葬へ移行等を推進するよう地方政府に指示を出した。1956年からの10年間、毛沢東の指導もあり、共産党幹部の葬儀は従来のもので「追悼会」という簡素なものに切り替えると同時に、庶民に対しても葬祭の簡素化を呼びかけていた。

1966年から始まったと言われる約10年間の文化大革命の時期は、旧思想・旧文化・旧風習・旧習慣という4つの古いものを破壊せよ（“破四旧”）という政治スローガンが掲げられたこともあり、墓地・霊廟・伝統的葬祭用品等に対する、時には埋葬者に対する破壊活動がくりひろげられると同時に、土葬が明確に否定され、各地で火葬場が数多く建設されて強制的な火葬を強いられるようになった。しかし、文化大革命が終息を迎える頃には、そうした強制力に陰りがみられるようになり、従来の葬儀・埋葬が復活することになる。

---

<sup>32</sup> 1976年1月に亡くなった周恩来の遺灰は、希望通り黄海上空より撒かれた。

改革開放政策に転換した後に最初に出された政策は、

1985年2月に国務院によって公布された「葬祭管理の暫定規定について」（“国务院关于殡葬管理的暂行規定”）で、これによって積極的に火葬を推進すること、封建的な習俗・迷信的習俗と決別すること、節約的な葬祭・文明的な葬祭を提唱された。もちろん、この暫定規定に至るまでには、内部的な検討がすすめられていた。1981年12月の民政省の第一回全国葬祭事業会議開催が皮切りとなり、1982年2月には「葬祭改革事業を更に強化することに関する民政省の報告」が国務院に出された。1983年12月に民政省が提出した「共産党員が簡素な葬式を営み率先して火葬を行うことに関する報告」（“关于共产党员应该简办丧事带头火葬的报告”）は中央政府弁公庁の承認を得て、党員や地方政府に「率先垂範」の指示を出したものであった。

その後、1989年の民政省の第二回全国葬祭事業会議開催の後、非営利団体である中国殯葬協会が設立され、同協会が葬祭・埋葬に関わる行政手続きを紹介したり、葬祭全般に関わる啓蒙活動を行うこととなる。

1991年6月には共産党が公布・実施した「党と国家の幹部が逝去した際の葬儀を改革することに関する通知」（“中共中央关于党和国家高级干部逝世后丧事改革的通知”）を共産党が公布・実施した。これは、1983年に出された、共産党員が簡素な葬式を営み率先して火葬を行うこと、という指導に続くものであり、「建国以来、党は迷信の打破・簡素な葬儀・火葬を主な内容とする葬儀改革を唱導してきた。党と国家の幹部は、遺体との告別儀式や故人の追悼会は行わないということを率先すべし」という一歩突っ込んだ内容が指示された。

1992年8月に「公墓管理暫定弁法」（“公墓管理暂行办法”）が公布され、共同墓地の定義づけや、火葬地域・土葬改革地域のように地域区分が明確に示されるようになった。それによると、火葬地域では火葬処理後に許可を得れば、遺骨を埋葬しお墓を建てるのが認められる地域であるが、遺骨を地中深く埋めるとか散骨することが奨励される。土葬改革地域では遺体或いは遺骨を埋葬しお墓を建てることを認めるが、火葬への移行が奨励される。この土葬改革地域においてやってはならないことは、火葬地域の人間の遺体を埋葬する事業を行うことということで、地域区分をすると、そのグレーゾーンで事業を営む者が出ることを予測しての予防的条項加えられたものである。第1章の(1)の記述とやや重複するが、そのほかに、公益性共同墓地は基本的に無償で農村住民に提供されるものであり、営利性共同墓地は都市住民のために有償で遺骨・遺体の埋葬に関わるサービスを行う共同墓地であり第三次産業に属する、とされた。また、共同墓地の土地所有権は国家か集団に帰属するため譲渡・売買できないことと、全国の共同墓地を管理するのは民政省であると

ということが明記された。農村地域住民のための公益性共同墓地が許可なく葬祭サービス業を営んではいけないということも明記された。

1995年12月民政省が各省・自治区・直轄市の民政庁・民政局に対し提起した「葬祭事業の発展を加速することに関する意見」（“关于加快殡葬事业发展的意见”）においては、葬祭事業や葬儀サービス等の定義づけを改めておこなっている。それによると、葬祭事業は特殊な公益サービス事業であり、葬祭事業単位は、地方政府が市民の葬儀用に設置する公益サービスの場所であり、葬儀サービスは「社区」と呼ばれる地域コミュニティが提供するサービスの構成要素の一つとされた。葬儀サービスに含まれるのは、葬儀場・火葬場・共同墓地・納骨堂・葬儀用品の提供サービス等で、将来的にはこれらをネットワーク化・社区化する、とした。地方政府には、葬儀サービス体制の整備を積極的に促し、葬儀場の建設にあたっては資金面でのサポートをするよう指示をした。上記の1992年8月「公墓管理暫定弁法」においては、営利性共同墓地は第三次産業に属する、とし産業育成のようなニュアンスにも読めたが、この「葬祭事業の発展を加速することに関する意見」では、「葬祭事業は特殊な公益サービス事業であり、葬祭事業単位は、地方政府が市民の葬儀用に設置する公益サービスの場所である」というように「地方政府が行う公益サービス」という位置づけに変わっている。また、当時、国営企業改革に伴い、リストラされた人々を新たに組織化し管理する体制の構築を急いでいた中央政府は、その受け皿として「社区」（地域コミュニティと訳される地域社会のユニット）に大きな期待を寄せ、「社区」に住民管理・障害者対応・老人介護対応などを委ねようとしていたこともあり、葬儀サービスを「社区」が担う可能性や将来的に「社区」同士が結びつきネットワーク化する中で葬儀サービスが提供される可能性に言及したものと考えられる。

1996年4月には共産党中央宣伝部・民政省・公安省等が制定した「古い風俗や習慣を一新し葬儀・埋葬の風習を更に改革することに関する意見」（“关于实行移风易俗进一步改革丧葬习俗的意见”）が出され、一部の地方で巫女を招じるなど旧習復活の動き、火葬後に棺に入れ埋葬する例、党員・地方政府幹部の中には豪華な葬儀を行う例、大金を使って豪華な墓を作る例などが散見されるとして、更なる改革の必要性を共産党員や地方政府に訴えた。当時、そうしたことは日本でも報じられた。1996年6月2日の読売新聞は次のような記事を掲載した。

迷信につけこみ女性遺骨売買 中国で2人逮捕

中国の夕刊紙・羊城晩報によると、同国中部の陝西省寧強県で墓を荒らして女性の遺骨ばかりを盗掘していた泥棒2人が逮捕された。2人はこの遺骨を600キロも離れた山西省

臨汾市まで運び、女性の遺骨を欲しがめる村民に埋葬後1年と5年の遺骨をそれぞれ2千元（約2万6千元）、1千元（約1万3千元）で売っていた。

同市の農村部では「未婚の男性が死ぬと、女性の遺骨と一緒に埋葬し、幽霊の妻をめとらせる」という迷信が残っている。男性の死亡した時期や年齢に近い女性の遺体には、農民の数年分の収入にも相当する7千～8千元（10万円前後）の高値がついたという。

中国政府は人口増と墓地不足のため、遺体を火葬にするよう呼び掛け、迷信撲滅キャンペーンを繰り返しているが、農村ではまだ土葬が一般的で、一部の地方ではこうした迷信が根強く残っているようだ。

また、地方政府の幹部たちが豪華な墓をつくる例というのは、この「古い風俗や習慣を一新し葬儀・埋葬の風習を更に改革することに関する意見」が出された後も散見され、メディアが写真入りで報じている。2008年4月25日の「解放日報」は、重慶市雲陽県で大量の生前墓が見つかり行政当局が調査をしたところ、墓の主は共産党員や公務員、中には地方政府幹部もいることが分かり墓の撤去を命じた、と伝えている。

1997年7月、「国务院が殯葬管理条例（“国务院殡葬管理条例”）を公布、即日施行。これが現在、葬祭関係の法規の中では等級が最も高い法規ではあるが、法律ではなく行政法規に過ぎず、「原則論が多く、拘束力が足りず、計画経済時代の色彩が強く、現実的ニーズに合致していない」などの批判が多い。これは、葬祭改革を推進するために、1985年2月8日に公布した（“国务院关于殡葬管理的暂行规定”）を改正したもので、概略、次のようなことを定めている。

- 1 土葬を改め積極的にかつ着実に火葬を行うことで土地を節約し、旧習を改め節度ある葬儀を広める。
- 2 人口密度の高い地域・耕地の少ない地域・交通が便利な地域では火葬しなければならない。まだ条件が整っていない地域では土葬を認めるが、共同墓地、農村の公益性墓地以外のいかなる場所にも遺体を埋葬したり墓を築いたりしてはならない。
- 3 少数民族の葬儀・埋葬の習俗は尊重する。
- 4 許可なく葬祭施設をつくってはならない。宗族墓地をつくること或いは復活させることを禁ずる。農村の公益性共同墓地において、その農村住民以外のものに用地を提供してはならない。
- 5 耕地・林地・都市の公園・景勝地・文物保護区・ダム・河川の堤防・水源保護区・鉄道や幹線道路の両脇に墓をつくってはならない。

1997年10月には民政部が地方の民政部・民政局に対し、「遺骨安置所を利用し不正に販売活動を行うことを禁止することに関する民政部の通知」（“民政部关于禁止利用骨灰存

放设施进行不正当营销活动的通知”)を送り、一部の行政機関や職員個人が不法に共同墓地の納骨スペースや墓石を置くスペースを前売りしたり、転売したり、投機目的で売買したりしているとの投書が相次いでいる。各民政部門は意識を高め、取締りを強化せよ、と指示したもので、葬祭改革に直接関係するものではなく、地方政府への警告とも言えるものを出し始めたと理解できる。

1998年1月には民政省が地方の民政庁・民政局に対し、「公共墓地の管理を更に強化することに関する民政省の意見の通知」(“民政部关于进一步加强公墓管理的意见”)を送り、ある部門や一部の行政機関では、公共墓地を大量につくり、巨利を得るために「値上がりする」というムードを作り出し市民に買わせたり、公然と転売・投機的売買といった営業活動をしたりしているので更に取締りを強化せよとの指示を出した。

2002年4月には民政省が地方の民政庁・民政局に対し、「公共墓地の納骨・遺骨安置スペースの違法販売を厳格に取り締まることに関する緊急通知」(“关于坚决查禁违规销售公墓穴位和骨灰格位的紧急通知”)を送り、河北省の三河市・唐山市・保定市、他一部の地方で違法販売が行われているとの報告があるとして、市の名前を挙げて、取締りを強化するよう指示を出した。

2005年4月には民政省が地方の民政庁・民政局に対し、「葬祭管理を更に強化することに関する緊急通知」(“关于进一步加强殡葬管理的紧急通知”)を送り、北京市房山区民政局局長が職権濫用し知人に公共墓地の経営を任せたとか、広西壮族自治区欽州市民政局副局長等が組織的に遺体の転売に関わり利益を上げたというような新聞報道がなされていることを引き合いに自省と更なる改革を求めたものである。1997年から民政省は連続して地方政府に対して、葬祭業の管理・取締りの強化を指示していたわけであるが、この「葬祭管理を更に強化することに関する緊急通知」の内容から明らかなように、どうやら身内の民政庁・民政局の職員や幹部或いはそうした行政機関が関与する事業体が法令法規を逸脱する行為を行っていたのだと容易に想像できるのである。

2009年12月に民政省は、「葬祭改革を更に深化させ葬祭事業の科学的発展を促進させることに関する民政省の指導意見」(“民政部关于进一步深化殡葬改革促进殡葬事业科学发展的指导意见”)を公表した。この中では、土地の節約を図り、環境保護を進め、古い風俗習慣を改め、葬祭行うことによる人々の経済的負担を軽減するための葬祭改革は調和のとれた社会建設の基本であるとして改めて葬祭改革を呼びかけており、その概要は以下の通りである。

基本原則は、政府主導と市場参与とし、基本的な葬祭サービス（遺体の搬送・安置・火葬・遺骨預かり）に関しては補助するなど政府の投入を増やす。選択的な葬祭サービス（遺体の整容・防腐処置・葬儀施設のレンタル・葬儀進行サービス・骨壺・寿衣・花輪・骨壺安置棚）に関しては市場の調節作用に任せる。

「政事分開」、「管弁分離」を徹底する。即ち、行政サービスと事業経営を正しく分けて行い、管理と経営、監督と受託経営をきちんと分けて行う。

主要目標は、一部の地域で出現している火葬率低下の問題、違法埋葬・違法葬儀の問題に歯止めをかける。土地節約型の埋葬法や遺骨を残さないやり方を唱道する。

主要任務としては、

- 1 火葬の推進と遺骨を残さない葬り方を唱道する
- 2 土葬を許可している地域を徐々に減らす
- 3 葬祭施設を改善し公共サービス力を引き上げる
- 4 共同墓地の管理を規範化し環境保護に努める
- 5 人々の経済的負担を軽減するため基本サービスの均等化を実現する
- 6 葬祭に関わる陋習を打ち破り葬祭改革に新風を吹き込む

上記のように、民政省が自らの政策提言の中で、行政と事業を分離すること、行政の事業分野と市場の調節作用に任せる分野を区分するという方針を明確にした。これまでの政策提言には明確に見られなかった「行政サービスと事業経営を正しく分けて行い、管理と経営、監督と受託経営をきちんと分けて行う」という表現もあり、行政の「改革」がすすみ、これまで行政が事業として行っていた部分が産業化されるという期待が抱けるようになった。ただ、「公共サービス」とか「行政サービス」という分野が拡大解釈されると、この部分に実体として従来のような行政による事業経営が入り込む余地があるため、この点が懸念される場所である。

## (2) 新しい動き

2009年12月の「葬祭改革を更に深化させ葬祭事業の科学的発展を促進させることに関する民政省の指導意見」の中でも触れられている「土地節約型の埋葬法や遺骨を残さないやり方」というものが各地で徐々に行われるようになってきている。

本論で引用した新聞報道の中に「壁葬」という言葉が登場しているが、これも土地節約型の埋葬法の一つである。湖北省武漢市漢陽区扁担山公共墓地では、壁葬エリアが設けら



ており、そこに1万体制余りが埋葬されているという。壁状のところに格子状の納骨棚が何段もつくられており、その中に骨壺を納め、花崗岩で蓋をして碑文を刻む。この墓地では埋葬型の墓地1つ当たりの面積が2.5平方メートルだが、壁葬の場合は0.67平方メートルで済んでいるとのことである。しかしこの壁葬エリアの埋まり具合は全国的にみると例外的なものようで、一般的には壁葬は未だ敬遠されているという。広西自治区南寧市の青竜崗長安墓園の壁葬エリアでは遺骨安置用の棚のスペースがほぼ空っぽで回廊はガランとしている。同墓園が2000年に壁葬を始めてから2000余りある納骨棚のうち売れたのは僅か50程度とのことである<sup>33</sup>。

自然葬とかエコ葬という概念で行われるのが「草地葬」（“草坪葬”）、「花壇葬」（“花坛葬”）や「樹木葬」（“樹葬”）といったもので、草地葬や花壇葬の場合には1体当たり1000元程度で、樹木葬は1体当たり5000元程度で行える。樹木葬の場合には、真ん中に1本の木がありその周りに8個の穴が設けられ、その中の1つに葬られるということで、場所の確認がまだやり易いが、草地葬・花壇葬の場合には自然にもどるのが早く、いわゆるお墓参りのような供養の対象になりにくいということもあって、利用者が伸びていないようである。

海に散骨することは「海葬」と呼ばれている。2010年11月2日の「齊魯晩報」が山東省青島市における「海葬」の様子を次のように伝えている。

10月23日と24日の2日間、青島市は無料で「海葬」を執り行った。青島市は全国に先駆け1991年より「海葬」を一体500元の費用を徴収するのみで行ってきた。今回は青島市民に対しては無料、そのほかは従来通り500元とした。この2日間で427名の魂が海に帰った。409名が青島市民であった。その中には葬儀場に14年間母親の遺骨を預けていたが、今回そのお骨を「海葬」したという人もいる。この20年で合計4500体制余りが「海葬」されたが、青島市では毎年平均して5万3千人余りが亡くなっているのに、経済性の高い「海葬」もまだ浸透していないと言わざるを得ない。農村で土葬を行う場合の費用が6000～8000元、市内の営利性墓地を購入した場合には3～5万元かかるが、「海葬」の場合は遺体の搬送費と火葬の費用以外基本的にかからない。

この海葬や前述の自然葬などを行う費用は埋葬型のものよりもはるかに安いと利用者は伸びていない。一方、埋葬型の墓地においても新しい動きが出ている。2010年11月7日の「羊城晩報」は次のように伝えている。

---

<sup>33</sup> 2008年4月7日付「人民日報」の記事

経済的理由で葬儀を行うことのできない困窮家庭や収入の少ない家庭のために、寧波市北崙区が2011年1月1日より低価格墓地（“経済適用墓”）の提供を始めるというニュースが転載につぐ転載で全国各地に広まっている。最初に提供されるのが合計805のお墓。一基あたりの面積は1平方メートルで納骨室が2個ついている。295基は蓋プラス墓碑という簡易型でその販売価格は4800元。残り510基は墓の両辺に風よけの壁を加え墓本体に花模様を施したタイプのものでその販売価格は7800元。現在、寧波市北崙区には33の共同墓地があり、その内、営利性共同墓地が13、公益性共同墓地が17、残り3カ所がエコ葬と言われる生態系重視型の共同墓地である。生態系重視型のもは比較的安価であるがそれ以外の共同墓地のお墓の販売価格はおよそ2万元前後の価格帯に集中しており、4～5万元といった高価格のお墓も少なくない。

その後、この低価格墓地が売れているのかどうかについての報道に接していないため、実際の動向は今のところ分からない。ただ中国人の伝統的な考え方にしがうと、先ず、お墓のタイプは散骨や自然葬のように死者の居場所が分からなくなってしまうようなタイプはあり得ず、できれば土葬、妥協しても火葬後に遺骨をお墓に埋葬するタイプを選ばざるを得ない。2つ目は、死者が死後の世界でも不自由なく暮らせるように（土葬であれば）立派なお棺、豪勢なお墓、死後の世界で使う紙銭を含む沢山の供物を用意するのが残された者の勤めとなる。これが、儒教の影響を受けた伝統的な考え方と言われるもので、伝統的な考え方をする人々から見て、上記の低価格墓地が妥協できる水準に達していると判断されれば受け入れられると思うが、そうでなければ散骨や自然葬のようになかなか受け入れてもらえない可能性がある。

21世紀に入った頃から、中国政府は儒教或いは儒学の再評価というようなことを行っているが、それは子どもに対する道德教育のためであったり、企業倫理や職業倫理構築のために儒教或いは儒学の礼教性という倫理道德の部分を再評価しているに過ぎない。中国政府は耕地減少を防ぎ、資源の無駄遣いをしないように、土葬から火葬への移行を薦め、同じ理由から簡素な葬儀と壁葬や自然葬といった方法を薦めてきた。結果的に、儒教の影響を受けた伝統的な葬儀と埋葬方法との決別を迫ってきたということである。

中国ではインターネットを通じてお墓参りをするということが若い世代を中心に徐々に浸透している。2000年に「Netor 網同記念」(<http://www.netor.com/>)というオンライン墓参りのウェブサイトが開設されたのが始まりのようで、それから全国各地の公共墓地が独自に、或いは「Netor 網同記念」と提携して同様のオンライン墓参りのサービスをウェブ上で提供するようになっていく。簡単なメッセージを送ることや電子版のお香を焚いた

りすることができ、わざわざ墓地に出向かなくともネットを通じて、お墓参りで行うほとんど全てのことができるようになってきている。中国の場合、お墓参りが4月上旬の清明節<sup>34</sup>の時期に集中するため、交通渋滞発生の緩和などにもつながるオンライン墓参りは増える傾向にある。

また、以前は葬祭関連の仕事に就くことは若い世代からも敬遠されていたが、近年になって葬祭関連のサービス業を目指す若者が増えているという報道が多く見受けられるようになってきている。2009年3月25日の「人民日報」は、上海人材市場が行った大学生向け葬祭業界特別就職説明会は、募集枠418名に対し延べ5000人余りが殺到し、提出された履歴書は3220通にもものぼり、競争率は8倍になったと報じた。2011年8月16日の「現代快報」は、江蘇省蘇州市が市の事業所の第二回目の職員募集を職種ごとに行ったところ、遺体の整容をおこなう納棺師3名の募集に対し60名が応募、その半数が女性だったと紹介している。この納棺師という職業については、2008年にヒットした日本映画『おくりびと』が中国でも上映され、美しい作法に魅了され、この職業に就きたいという若者が増えているとも報道されている。また、日本の若者が本場中国の納棺・遺体整容技術を学ぶために留学し、日本に戻って開業するという例も出てきている。伝統文化が再評価された一例であると思える。

#### 4. 課題

葬祭事業改革の項で見たように、民政省が2009年12月に提起した「葬祭改革を更に深化させ葬祭事業の科学的発展を促進させることに関する民政省の指導意見」という政策方針が出て初めて、民政省－民政庁－民政局とそれに関連する事業所が運営していた公益サービスとしての葬祭事業は、行政部分と事業部分が分離されるという「改革」の方向性が定まったばかりである。それでも、分離される事業部分に対する規制を緩和し、積極的に民間資本に開放していくのであれば、中国における葬祭サービス業という産業分野はこれから大きく伸張していく分野であることは間違いのないことである。急速に高齢化社会を迎えつつある中国は、巨大な市場となるからである。見送る側は比較的若い世代であるから、清潔で、便利で、伝統的な葬送方法とあまり乖離しないようなものでありさえすれば新しい方法を受け入れる余地が大きいからである。

日本国内での葬祭関連サービスにおける、最近の顕著な動きはネットを使って無料相談に応じ、公開した低価格で必要なサービスを紹介・派遣するといった社会的企業が消費者

---

<sup>34</sup> 二十四節気の一つで太陽暦の4月5日か6日頃にあたる。中国ではこの時期にお墓参りをする習慣がある。

から歓迎されている。例えば、“いい葬儀” (<http://www.e-sogi.com>)は「葬儀大事典」や「全国優良葬儀社名鑑」等を発行している出版社の鎌倉新書が運営し、葬儀・お葬式の情報から葬儀社・斎場・葬儀場・火葬場選びを24時間サポートする日本最大のポータルサイトである。また、“お坊さん.jp” (<http://obousan.jp>)は、各宗派のお坊さんを低価格・サービス明細毎に公開した価格表にしたがって（手数料無料で）派遣するサービスで、現在登録されているお坊さんは300人余りである。

中国でのインターネット人口は5億人を越えたと言われている。民政省系列が既得権益と決別し、規制緩和をおこない、葬祭サービス業という第三次産業を育成しようと明確な政策転換をしさえすれば、前章で述べた「オンライン墓参り」にとどまらず、インターネットを利用した新たなサービスで溢れかえると思われる。

これまで敬遠されていた葬祭事業或いは葬祭業に中国の若い人たちが就職活動の対象として熱い視線を送り始めたこと背景にあるのは、伝統的なものを再評価するという単純な理由だけではないと思われる。この業界は長いこと暴利業界として名前が通っていたこともあり、儲けられる仕事だというような割り切った考えを持つ人もいるだろうし、就職できない新卒者数が高止まりする中、就職することを最優先に考えて職種に関係なく応募する人もいるであろう。そうした新卒者に起業しやすい環境を提供するためにも、この分野における大胆な規制緩和というものが求められていると考える。

### 主要参考文献

『儒教の本』学習研究社 2001年

『儒教とは何か』加地伸行著 中央公論新社 1990年

『いま葬儀・お墓が変わる』井上治代 三省堂 1993年

『死体が語る中国文化』樋泉克夫 新潮社 2008年

『世界の葬送』『世界の葬送』研究会編 イカロス出版 2009年

# 中国における文化の対外進出について —孔子学院を中心に

汪 義翔

## 1. はじめに

20世紀80年代初期からの30年間に、中国は年平均9パーセントの経済成長を達成し、GNPが4倍にもなった。ついに、2010年、中国は経済の分野で日本を追い越し、アメリカに次いで第2位のGDPを実現したとみられている。世界第2位の経済大国となった中国は持続的な経済成長につれて自信を高める一方、軍事力などの「ハードパワー」を急速に増強させ、周辺諸国に不安を引き起こし、国際社会では「中国脅威論」が相次いで出現している。

21世紀に入り、こうした厳しい国際世論の下、中国では「ソフトパワー」に関する議論が盛んに行われ、学者たちもソフトパワーについて研究し始め、政府はソフトパワーを重視した政策を打ち出している。2007年、胡錦濤・中国国家主席は中国共産党第17回大会で、全民族の文化的創造力をかきたて、国家の文化ソフトパワーを高めるとの報告書を正式に提出した。ソフトパワー強化の背景には、経済力と軍事力の増強だけでなく、文化・教育産業の発展や自国文化の対外発信に力を入れて理解を促し、中国のイメージ向上につながるべく、文化大国を構築しようとする狙いもあるとみられる。特に、2001年に中国はWTOへの加盟を背景として、教育分野におけるグローバル化を加速させるために、中国と外国の教育交流や教育協力を促進する政策を打ち出した。これ以降、中国政府は中国語や中国文化の普及を国策として積極的に展開してきた。その中で、海外での中国語教育機関として、日増しに高まる中国語学習ニーズに応えるために世界各国で孔子学院が續々と設立されていることは注目されている。孔子学院総部の発表によると、2010年10月の時点では、世界96か国・地域に、孔子学院322校(91か家・地域)、孔子学堂369校(31か国)が設置されてきたほか、さらに50カ国あまりの260カ所以上が現在設置申請中とのことである。そのうち、G8諸国と韓国・タイ・オーストラリアには多く設置されている。本稿は主に日本で設置されている孔子学院を中心に、中国のソフトパワーの全世界への影響という観点から孔子学院の設置や普及およびその運営内容を考察する試みである。

## 2. 中国におけるソフトパワーの概念の受容と政策の展開

## (1) ソフトパワーとは

米国の著名な安全保障問題専門家であるハーバード大学ケネディスクールのジョセフ・ナイ元学長は、1990年代の初め頃、「ソフトパワー」の概念を提起したが、それは米国が衰退しつつあるという当時主流となっていた論調に反論して、米国は軍事力と経済力だけでなく、ソフトパワーと名付けた第三の側面でも最強であると論じた。ソフトパワーの源泉として以下の三つの条件があるとナイが説明している。

①文化であり、他国がその国の文化に魅力を感じる事が条件になる。

②政治的な価値観であり、国内と国外でその価値観に恥じない行動をとっていることが条件になる。

③外交政策であり、正当で敬意を払われるべきものとみられていることが条件になる。

そこで言うソフトパワーとは、軍事力などによる強制や経済力による報酬の提供によるのではなく、魅力によって望む結果を得る能力であり、自国が望む結果を他国も望むようにし、他国を無理やり従わせるのではなく、味方につけてしまう力である。自らの目標達成のために非強制的な手段と非利益的な誘導を通じ、文化の感化力、価値観の求心力、外交政策の合理性と道義性をもって他人を感化する能力のことである。また、共通の価値の魅力と、その価値を実現するために貢献することが正当であり、義務でもあるとの感覚である<sup>35</sup>。さらに、ナイはアメリカが戦後数十年の間、まさにこのソフトパワーを駆使して世界に影響を与えることに成功したが、その後、ますます軍事的、経済的なハードパワーを運用して世界を征服しようとした結果、逆に世界に対する影響力が幾分弱まってきたと指摘している。その後、ナイの提起したソフトパワーの概念は、次第に学界、政界、マスコミ界に浸透し、各国の外交、文化、経済などの側面の政策考案まで影響を及んでいる。

## (2) 中国におけるソフトパワーの概念の提起と応用

1990年代初頭、中国の国際学者がナイのソフトパワーの概念に注目、翻訳出版が進められた。21世紀に入ってから、更に学术界と政界で、ソフトパワー論が特に重要視されるようになった。近年、中国では、ソフトパワーについて論じる中国の記事や論文がナイの著した『ソフトパワー』を頻繁に引用し、ソフトパワーに関する議論が盛んに行われている。前述のように、ソフトパワーとは、簡単に言えば、軍事力や経済力などのハードパワーで相手の行動を強制的に動かすのではなく、相手がこちらの文化や価値観に魅了されて自分の望むよう行動する、そういうパワーのことである。その具体的な内容や強化策については、中国でもさまざまな意見が存在するが、ソフトパワーを国家総合力の重要な構成要素とみなし、経済発展や国防力増強の追求と同時に取り組んでいかなければなら

---

<sup>35</sup> ジョセフ・S. ナイ (山岡洋一訳) 『ソフト・パワー—21世紀国際政治を制する見えざる力』日本経済新聞社、2004。 p.10.p26.p27.p29。(原書名: Joseph S. Nye, Jr., *Soft Power: the Means to Success in World Politics*, New York: Public Affairs, 2004.)

いと主張する点は、大多数の論者が共通している<sup>36</sup>。その背景には、目覚しい経済発展を遂げ、大国としての自負を抱き始めた中国が、軍事・経済という物質的な目標以外のものも模索するようになってきたことなどが挙げられる。

報告書によれば、現在、中国ではソフトパワーの解釈は少なくとも下記のような内容が含まれる。

①社会主義の核心的な価値体系を建設し、中華民族の凝集力（結集力）を増強する。

②文化事業と文化産業の発展を加速し、中国文化の総体的なパワーと国際競争力を不断に高める。

③文化の伝播能力を高め、中国の文化的影響力を不断に拡大する。

④社会各方面のパワーを動員して文化建設を支持し、全社会の文化的創造力をかきたてる。

こうした中国のソフトパワーの受容、向上手段を分析した場合、つまり中国の打ち出したソフトパワーはジョセフ・ナイの提起した概念とは本質的に異なり、中国のこうしたソフトパワー向上の手段を分析した場合、そこから見えてくるのは計画的、強制的なソフトパワーであるという指摘もある<sup>37</sup>。

### (3) 党中央指導部と政府の方針

2002年11月、中国共産党第16回全国代表大会の活動報告の中で、江沢民総書記は文化建設と文化体制改革の必要性を訴えた。党大会報告で初めて正面から取り上げられた。

2003年以来、胡錦濤総書記は国際社会における中国の役割と姿勢に関して「平和崛起」、「和平発展」、「和諧世界」などのスローガンを続々と提起した。その背景には、経済発展を確保するためには、安定的な周辺環境が必要で、協調的な国際関係は不可欠で、中国が台頭しても諸外国の脅威にはならないという主張だと思われる。したがって、国際的に広がっていた「中国脅威論」<sup>38</sup>の緩和、中国の国際的イメージの再建が急務となった。

2006年11月、胡錦濤総書記は中国文学芸術界連合会と中国作家協会の合同の全国代表大会で、「いかに我が国の文化発展の方向を定め、民族文化の新たな輝きを創造し、我が国の文化の国際競争力を増強し、国のソフトパワーを高めるかという問題は、我々にとって差し迫った重要課題である」と述べ、初めてソフトパワーという言葉と言及した。党の文献においてソフトパワーという言葉が使用されたのはこれが初めてである<sup>39</sup>。

<sup>36</sup> 『PHPリサーチ・ニュース』2007年5月25日号。Vol.5 No.106

<sup>37</sup> 童倩「中国のソフトパワー戦略の強みと弱み」編集委員会（編）『外交』Vol. 03. 2010年11月、p34.<http://www3.keizaireport.com/report.php/RID/139507/>

<sup>38</sup> この時期の「中国脅威論」が広がる理由として、以下の二点を考えられる。①10年以上続く二桁の軍事費の増加。②周辺諸国との領土、領海の所有権をめぐる紛争が多発（尖閣諸島、南支那海）する。

<sup>39</sup> 鎌田文彦「中国のソフト・パワー戦略—その理念的側面を中心として—」『レファレンス』平成

2007年10月に開催された中国共産党第17回全国代表大会では、胡錦濤総書記が、第16回大会の江沢民報告を引き継いで、文化的なソフトパワーを強化することを提示し、ソフトパワーは中国の対外政策の重要課題と位置づけられるようになった<sup>40</sup>。

2010年10月、中国文化の「走出去<sup>41</sup>」戦略について、文化部の趙少華副部長がインタビューを受け、「経済が急速に発展を遂げている中国に寄せられる世界からの期待と中国が担う国際的責任の面から見ても、われわれには中国文化を通して調和のとれた理念を広め、中国のイメージを樹立することが求められている。中国文化が世界に向かうのは、他国との文化交流を行い、互いに参考にし合い、絶えず融合する過程でもある。中国文化のよりよく、より速い「走出去」戦略を推進することは、中華民族の復興を目指す道りにおける基本的要求であり、国際社会も現実にそれを必要としている」と述べている<sup>42</sup>。

2011年10月、中国共産党第17期中央委員会第6回全体会議が開催された。会議のキーワードは「文化」であった。「文化」が主要テーマとして議論されたのは2007年の党大会以来のことであった。会議で採択された『文化体制改革を深化させ、社会主義文化の大発展と大繁栄を推進するための若干の重大問題に関する中共中央の決定』において、中国は、①全民族の文明的素質を高め、②国家のソフトパワーの実力を強化し、③中華文化を発揚し、④社会主義文化強国の建設に努力することが明文された<sup>43</sup>。つまり、これは中国文化のさらなる発展とソフトパワーを高めることによる「文化強国」の建設を高らかに宣言したと言えよう。「文化強国」が国際社会におけるソフトパワーの強化を意味し、経済力、軍事力だけでなく、文化でも世界を席卷するために、文化事業、文化産業の体制を改革し、さらなる発展の必要性が強調されたものと思われる。

では、中国は具体的にどのような政策を採り、どのようにソフトパワーを対外発信しようとしているのであろうか。中国のソフトパワー戦略に基づき、「文化走出去」政策の一環として、文化発信と文化交流事業が進められてきた。近年、中国のソフトパワーを紹介する絶好の場として、中国は世界各国各地で「中国文化年」、「中国文化月」、「中国文化週間」、「中国文化祭」、「中国観光年」など、各国との文化交流の大型イベントを開催している。世界各地で「中国文化センター」や「孔子学院」が相次いで設置され、世界への中国語の普及および現在の中国の発展や政策、歴史、文化を世界に対して説明する役割を果たしているとされる。従って、一般市民レベルでの中国への親近感を高め、中国の理解者層を増

---

22年9月号、p38.

<sup>40</sup> 胡錦濤「高揚中国特色社会主义偉大旗幟為奪取全面建設小康社会新勝利而奮闘」『求是』2007年21期、p17.

<sup>41</sup> 「走出去」とは中国語の表現で、中国の海外への投資戦略、海外進出という意味合いで使用される。

<sup>42</sup> 「北京週報日本語版」2010年11月1日。

[http://japanese.beijingreview.com.cn/yzds/txt/2010-10/28/content\\_308292.htm](http://japanese.beijingreview.com.cn/yzds/txt/2010-10/28/content_308292.htm)

<sup>43</sup> 江原規由「[文化強国]への道をまい進」人民中国インターネット版、2012年1月29日。

[http://www.peoplechina.com.cn/home/second/2012-01/29/content\\_422113.htm](http://www.peoplechina.com.cn/home/second/2012-01/29/content_422113.htm)



やし、国際的な発言力を得ることが狙いであるとみられる。そのうち、国外にあって中国語を学ぶ外国人を増やす目的で設立された「孔子学院」は急増して注目されている。政府公認の学府としてその運営も政府から多大な支援を受けている。2006年4月、胡錦濤主席がアフリカを公式訪問した折、訪問地のケニヤで「孔子学院」を訪問し中国語を勉強する学院生に中国とケニヤの文化交流に大きく貢献するよう励ましている<sup>44</sup>。国家主席が訪問するほど中国語や中国文化の普及、即ちソフトパワーの発揮に力を入れていることがうかがえる。

### 3. 孔子学院の組織と主な活動

#### (1) 孔子学院、国漢弁とは

孔子学院とは、中国が海外の大学などの教育機関と提携し、海外の中国語学習者の需要を満たすため、また世界に中国語及び中国文化の教育、宣伝、中国との友好関係の醸成を目的に設立した非営利の公的教育文化機関(一種の対外言語政策プロジェクト)である。教育部が管轄する国家漢語対外領導小組弁公室(略称「国漢弁」)が管轄・管理し、北京市に本部が置かれ、国外の学院はその下部機構となる。孔子の名を冠しているがあくまでも語学教育機関であって、儒学思想の教育機関ではない。

「国漢弁」という部署が国家漢語国際推広領導小組の日常事務機構であり、中国教育部に属した事業機構で、孔子学院を管理しており、海外の大学や現地教育機関との提携、中国からの教師育成、派遣、現地の中国語学習者を対象とした文化交流やフォーラム、シンポジウムなどの開催、漢語水平考試(HSK: 国家承認の外国人向け中国語能力検定試験)の基準を設定し、中国語の教材開発、提供や奨学金の支給など、さまざまな協力や支援事業を行っている。

2010年10月までの世界中の孔子学院、孔子課堂の開校数

地域	孔子学院	孔子課堂
アジア	30カ国 81校	11カ国 31カ所
アフリカ	16カ国 21校	5カ国 5カ所
ヨーロッパ	31カ国 105校	10カ国 82カ所
アメリカ	12カ国 103校	6カ国 240カ所
オセアニア	2カ国 12校	2カ国 11カ所
合計	91カ国 322校	34カ国 369カ所

「国漢弁」のホームページによる情報から作成

<sup>44</sup> [http://www.21ccs.jp/china\\_watching/BeijingNowB\\_EBARA/Beijing\\_nowB\\_22.html](http://www.21ccs.jp/china_watching/BeijingNowB_EBARA/Beijing_nowB_22.html)

はじめに述べたように、孔子学院総部の発表によると、2010年10月の時点では、世界96か国・地域に、孔子学院322校(91か家・地域)、孔子学堂369校(31か国)が設置されてきた。孔子学院は確かに中国政府の対外文化進出、すなわち、ソフトパワー戦略の一環として独特な言語教育機関であるとされるが、実は、他国にも類似した機関が多く存在している。鎌田文彦と津田深雪両氏の指摘したように、孔子学院は、ドイツのゲーテ・インスティトゥート、イギリスのブリティッシュ・カウンシル、フランスのアリオン・フランセーズ、イタリアのダンテ学院などの対外文化発信及び言語政策を実施する他国の類似の機関を調査研究した上で、満を持して開始された中国の対外言語政策プロジェクトである。しかし、先行国のそれらの機関は、早くは19世紀末から開始したものもあり、近年は、展開する対象国や地域の戦略的な見直しや予算縮減による統合、縮小を免れない趨勢にある。一方、中国が10年に満たない短期間で、ここまで孔子学院の設置数を増加させたのは、政府の「文化走出去」政策の大きな柱の1つとされているからである<sup>45</sup>。

## (2) 孔子学院本部の組織と業務

国漢弁の下で、事務局として北京に孔子学院本部が置かれ、世界各国の孔子学院と孔子学堂を管理し、管轄的な業務を主管する。孔子学院本部に理事会を設置し、その下に日常業務を行う秘書室が設けられている。孔子学院大会や理事会での決定を経て制定された「孔子学院章程」は、9章36条から成り、総則や理事会の設置を定めるとともに、各孔子学院の設置条件や権利と義務、経費負担について明記されている。理事会は主席1名、副主席と常務理事若干名、理事15名(うち10名は海外の孔子学院理事長)で構成される。2010年現在、國務委員劉延東が孔子学院本部の理事会主席となっており、劉は実際の最高責任者である。非営利の教育機構である孔子学院は基本的に国漢弁の業務に相応して活動を展開している。

- ①孔子学院新設の申請の認可
- ②孔子学院の建設計画や設置基準の策定及び認可
- ③各地の孔子学院の運営、活動の評価及び指導
- ④各学院の予算や決算、運営計画の審議
- ⑤各学院要請に応じたサポート
- ⑥中国語教師、職員に対する研修、派遣、教材等の提供
- ⑦中国語試験と中国語教師資格認定業務の実施
- ⑧理事会の定期的開催、年一度の「孔子学院大会」(毎年12月)の開催
- ⑨中国語教育、文化、経済及び社会に関する相談業務

---

<sup>45</sup> 鎌田文彦／津田深雪著「文化的発信を強化する中国」 p147. 総合調査「世界の中の中国」の目的及び視点：[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2011/201002\\_11.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2011/201002_11.pdf)

### (3) 孔子学院の設立の手續、設置費、運営費、設置方式など

孔子学院の多くは、中国と設置地の双方の教育機関による共同運営という設置方法を採用するという合作方式が大多数を占める。「孔子学院章程」によると、孔子学院の設置手続きは、海外での教育用敷地の整備や運営計画などを明記した申請書や計画書を孔子学院本部に提出し、本部が書類審査や現地視察を行った後、設置が認められた教育機関との協定を結び、各国の教育機関の施設内に設置される。設置申請者に求められる条件は以下の通りである。

- ①申請機関の所在地に中国語・中国文化の学習需要があること。
- ②開設の需要に見合った人員、場所、施設、設備があること。
- ③必要な開設資金及び安定した経費の出所があること。

設置・運営費用に関しては、申請が認められ開設に至るまで、孔子学院総部は一定の初期費用を投入する。開設後は運営費を現地機関と1対1で負担することとなっている。営利を目的としない機関であるため、学院の設置数が増えるに従って、後年度負担が増すことが予想されます。しかし、孔子学院総部の方針によれば、この経費負担の方針は現時点で変更する予定はなく、今後も負担を続けるということである。孔子学院の設置・運営への中国側の強い意欲がうかがえる<sup>46</sup>。

### (4) 孔子学院の活動

- ①中国語教育
- ②中国語教師養成、中国語教材の提供
- ③中国語検定試験の実施、中国語教師資格認定
- ④中国の教育、文化及び社会についての情報提供、
- ⑤中国語教育、文化、経済及び社会に関する相談業務
- ⑥文化交流活動、現代中国研究の展開

孔子学院の主要な役割は、本来、大学や高校、中学校の教育課程における正規教育ではなく、社会一般人に向けた中国語講座、中国文化講座の開講などの活動に果たされているとされる。一方、現地の中国語学習の需要に合わせて、外国の協力大学と連携により単位を付与する正規科目を開講することや、大学教員と連携して学術交流活動を行う学院もある<sup>47</sup>。

---

<sup>46</sup> 鎌田文彦／津田深雪著「文化的発信を強化する中国」 p149. 総合調査「世界の中の中国」の目的及び視点：[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2011/201002\\_11.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2011/201002_11.pdf)

<sup>47</sup> 黒田千晴「アメリカ合衆国における中国政府の中国語教育普及戦略—メリーランド大学孔子学院の事例を中心に」『神戸大学留学生センター紀要 16』2010年3月、p22.  
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81002038.pdf>

## (5) 教員の資格と待遇

国漢弁は、各国の孔子学院に中国語教師を(公費で)派遣する。公費で派遣される中国語教師には選抜試験が課されるとともに、以下の資格が求められる。

①中国籍を有すること、55歳以下で、対外中国語教育、中国語、外国語、教育学等を専攻した大卒以上の在職教員(大学、初等中等教育)であること。

②外国での生活に必要なコミュニケーション能力やコーディネート能力も求められる。

③品行方正で、犯罪、過失の記録がないこと。

④中国語の国際普及活動を心から愛して、より強い使命感、責任感があり、仕事熱心で、規律守り、奉仕精神のあること。

⑤教務や管理、調和の能力があることが求められる。

⑥わりに高い外国語のレベルがあつて、仕事に所在国の言語あるいは英語を使いこなせること。

⑦共通語の発音は標準的で、共通語のレベルは2級の甲等以上にあること。

⑧2年以上の教育経験年数があり、大学以上の学歴を有すること。専門が外国人に向けた中国語教育、中国語教育、外国語教育、教育であり、それらを専門的に従事する大学、中学、小学校の在職している教員であること。第2言語としての中国語の教授経験と国外の職歴者があるのは望ましいこと。

⑨教師は、給料、家賃、生活費、医療保険、旅費などが支給される。(これらは国漢弁と現地機関の双方で負担することとなっている。)

⑩任期は基本的に2年間である<sup>48</sup>。

## 4. 孔子学院の設置数が急増する背景—協力・連携方式の設置法

中国教育部が2012年2月28日にホームページを通じ発表した統計によると、中国内の韓国人留学生は2011年末現在で6万2442人であった。中国内の外国人留学生は29万2611人で、前年比10.4%増加した。外国人留学生に占める韓国人の割合は21.3%で最も高かった。2位の米国人(2万3292人)と3位の日本人(1万7961人)を合わせた数よりも多い。

近年、韓国から中国への留学生が急増するだけでなく、実は1992年の中韓両国の国交樹立以後、韓国では空前の中国語学習ブームが起こった。2002年に、駐韓国中国大使館教育処はソウルの権威ある市場調査機関などに委託し、中国語学習需要に関する大規模な市場調査を行った。その後、上記の欧米各国の言語・文化普及のために海外機関を範として、各国の代表的人物の名前を冠する方法に倣って「孔子学院」という名を用いて、2004

---

<sup>48</sup> 孔子学院のサイト。 [http://www.hanban.edu.cn/teachers/node\\_9753.htm](http://www.hanban.edu.cn/teachers/node_9753.htm)

年、韓国ソウル市に孔子学院第1号が設立した<sup>49</sup>。

2004年11月に韓国ソウルに孔子学院第1号が設立されて以来、驚異的な速さで世界各地に孔子学院、孔子学堂が生まれた。前述のように、2010年10月まで6年間で、世界96か国・地域に、孔子学院322校(91か国・地域)、孔子学堂369校(31か国)が設置されてきた。そのため、公費派遣の教師は、孔子学院の急増にその養成が追いつかず、各国の需要に応じ切れない事態が発生した。そこで国漢弁は、ボランティア教師の派遣プログラムを実施している。2003年、まずタイとフィリピンにボランティア教師の派遣を試行し、その経験をもとに、2004年から教育部によって全面実施されることとなった。2008年末までに、48か国に5,000名以上のボランティア教師が派遣されている<sup>50</sup>。

第1号の孔子学院の誕生からわずか6年間に、孔子学院と孔子学堂が合わせて691校もの設置が実現したのである。当初の5年以内に100校という当初の目標をはるかに超える勢いで世界に展開している。なぜそれを可能にしたのだろうか。黒田氏によれば、中国政府が世界各地の需要に合わせて、多様な形態の孔子学院が並立するということがよく言われた以外に、やはり各孔子学院の設置、運営、管理に自主性、柔軟性のあることがその一番の要因であるという<sup>51</sup>。つまり、急速に世界に普及した背景には、現地の大学などの教育機関との協力・連携方式をとったことにある。

この方式で設置する孔子学院の場合の分担内容：

◇設置先の外国側—教室の提供、一部の資金、学生募集、宣伝

◆中国側—教師派遣、現地採用、教材調達、一部の資金

このことが6年ほどの短時間に700校近くを超える孔子学院と孔子学堂の設置が可能となったのである。

一方、孔子学院の急速な拡大の理由について、馬場毅はこの協力・連携方式での設置方式が中・外双方にもメリットをもたらしたからであると指摘している。

◇中国側のメリット

①世界各地の教育機関の既存の施設・設備を利用でき、自前の施設・設備のための投資をしなくてもすむこと。

②世界各地で中国語教育をしている人的リソースを利用できる。

③世界各地で、ある程度中国語教育が行われていれば、それを尊重して押しつけではな

---

<sup>49</sup> 大塚豊「WTO加盟後の中国高等教育の対外開放性に関する実証的研究」平成17-19年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究報告。<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kaken/17530613.pdf>

<sup>50</sup> 鎌田文彦/津田深雪著「文化的発信を強化する中国」p149. 総合調査「世界の中の中国」の目的及び視点：[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2011/201002\\_11.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2011/201002_11.pdf)

<sup>51</sup> 黒田千晴「アメリカ合衆国における中国政府の中国語教育普及戦略—メリーランド大学孔子学院の事例を中心に」『神戸大学留学生センター紀要16』2010年3月、p24.

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81002038.pdf>

く極めてソフトに中国語教育を開始できる<sup>52</sup>。

◆世界各地の連携する教育機関側のメリット

①教育機関側の行っていた中国語教育が、孔子学院の設置を中国側に許可されることによって、中国側から認められ権威づけられたこと。

②教育機関側が、教員や教材の点で不十分な点があれば、国漢弁から教員の派遣、および各国語に訳した教材の提供を得ることができる。この点は特に従来中国語教育があまり盛んでない国では大変魅力的であると思われる。

③年度プロジェクト経費は外国側と中国側が共に負担し、その割合は通常1：1の比率となる。すなわち教育機関側は必要な経費の補助を得ることができる。さらに孔子学院総部は、中国に留学して中国語や文化を学ぶ世界各国の学生や教員に対して、奨学金などの資金面の援助をすることがある<sup>53</sup>。

上記のように、中国側と学院設置の教育機関側とは、お互いに利益となっている関係となっている。これは孔子学院が急速に世界に普及した原因であろうと思われる。無論、その背景には、中国のプレゼンスが政治、経済、文化などの面において世界に大きな影響力を及ぼしていることがあることはいままでもないことであろう。

## 5. 日本の孔子学院(学院、学堂、課堂)

### (1) 主な特徴

日本の第一号孔子学院は立命館大学と北京大学との提携により、2005年に京都に設立された立命館孔子学院である。翌2006年には桜美林大学、北陸大学、愛知大学、札幌大学では、孔子学院が相次いで設置され、その後ほかの大学などにも拡大していった。2010年10月現在、孔子学院13か所、孔子学堂6か所が設立されている<sup>54</sup>。

日本で開かれた孔子学院および孔子学堂、課堂の特徴は以下のようにまとめられる。

①開設の大学はほとんど私立大学である。

②社会人や地域の住民に向けた生涯教育の場として開放されていることが多い。

③ほとんどは言語(中国語)教育機関として機能するもので、孔子学院の授業が設置機関の大学の単位とは見なされない。

---

<sup>52</sup> 馬場氏は当メリットがあると同時に、デメリットが生じるのではないかと下記のように指摘している。「日本のように既存の中国語教育が普及している場合には、摩擦が生じる場合がある。また世界各地の中国語教育の基盤の上に孔子学院を設置し、急速に孔子学院が拡大する中で、質の保証をどうするかという問題も生じる」<http://iccs.aichi-u.ac.jp/archives/001/201004/4bb3fc5505d3a.pdf>

<sup>53</sup> 馬場毅「中国の対外教育—孔子学院を中心に」ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1)、2010年、p214.215.

<sup>54</sup> 孔子学院総部サイト 〈[http://www.hanban.edu.cn/node\\_10961.htm](http://www.hanban.edu.cn/node_10961.htm)〉

そのうちに、桜美林大学孔子学院の孔子学院が例外である。協力相手の大学との協議によって、双方の学生の卒業に必要な単位としてコースを設定している。

また、2007年に設置された早稲田大学孔子学院は初めての研究型教育機関となる。

④孔子学院の設置の形式、方法は、各国の特徴と需要に基づき、柔軟かつ多様にすることができる<sup>55</sup>。

## (2) 主な事業内容

### ①中国語の講座

孔子学院設立の主要な目的は中国語教育である。早稲田大学孔子学院を除いて、すべての孔子学院、学堂、課堂で初心者から上級者向けの中国語講座が行われている。協力する中国の大学から派遣されることがあるが、基本的には各大学で自前でまかなっている。

◇立命館大学孔子学院を例としてあげる。

常設講座科目：中国語入門・初級・準中級・中級・準上級・上級、北京大学中国語講座、中国語検定対策講座、ビジネス中国語講座、発音特訓講座、通訳講座、司法通訳・翻訳講座、中国語留学準備講座、サバイバル中国語講座

集中講座科目：新しいHSK 対策講座、中国語検定対策講座、弱点克服講座(受験向け講座)

◇桜美林大学孔子学院を例としてあげる。

会話講座科目<sup>56</sup>：中国語会話入門A・B、中国語会話初級A・B、中国語会話初中級、中国語会話中級A・B・C、中国語会話中上級、中国語上級会話、説漢語・中国語で話そう(初級・中級)、説漢語・中国語で話そう 旅行会話1(中級)、説漢語・中国語で話そう 旅行会話2(中上級)

テーマ別講座：なるほどわかる中国語文法、中国語通訳翻訳、HSK 対策(4級から)

### ②中国文化の講座と講演会

ほとんどの孔子学院、学堂、課堂では、文化講座が行われている。講師は日本人あるいは日本在留中国人の場合もあるし、中国から招待した中国人の場合もある。

立命館大学孔子学院を例としてあげる。

文化・教養講座科目<sup>57</sup>：漢詩講座、論語講座、中国武術・太極拳講座、実践中国書道講座

不定期開催講演会：京都、東京、および大阪において、国内外の各業界で活躍される著

<sup>55</sup> 「孔子学院章程」第8条より。

<sup>56</sup> 9つのレベル設定により、どのレベルからでもスタートできるカリキュラムの設定となっている。桜美林大学孔子学院サイト：<http://kongzi.obirin.ac.jp/koukaikouza.html>

<sup>57</sup> 立命館大学孔子学院サイト：<http://www.ritsumei.ac.jp/mng/cc/confucius/research.html>

名人、学者を講師に迎えて、中国の文化、言語、経済、環境、エネルギーなど、あるいは日中関係についての大規模な講演会を不定期に実施している。

桜美林大学孔子学院を例としてあげる。

文化講座科目：漢詩を読む、論語を読む、中国農民画を描いてみよう、二胡  
シンポジウム・講演会：

2006年3月17日—桜美林大学孔子学院開設記念講演

2006年6月2日—瑞宝中綬章受賞記念講演

2007年5月8日—桜美林大学孔子学院国際シンポジウム

2007年7月22日—陸俊明先生馬真先生講演会

2008年1月26日—京劇講演会

### ③中国語資格試験やスピーチコンテストの実施

立命館大学、桜美林大学、北陸大学、札幌大学、大阪産業大学、岡山商科大学の孔子学院など多くの孔子学院には、**HSK 試験(漢語水平考試)**を実施している。また桜美林大学、岡山商科大学の孔子学院の受講生は新 **HSK 試験**を受験している。

スピーチコンテストについて、国家漢弁はこれに力を入れており、全世界で予選の行われる漢語橋については、立命館孔子学院が西日本地区予選を実施し、桜美林大学孔子学院が東日本地区予選を行い、札幌大学孔子学院が北海道予選大会を実施した。また立命館孔子学院や札幌大学孔子学院は独自のスピーチコンテストを行い、神戸東洋医療学院孔子課堂は、兵庫県中国文化交流会の開催を通して、高校生や大学生一般も参加したスピーチコンテストを行っている。そのほかに、長野県日中友好協会ラジオ孔子学堂は日中友好協会スピーチコンテスト予選を独自に実施し、受講者も参加した。

### ④高校生向けの活動

高校向けの中国語の授業は、北陸大学孔子学院や福山銀河孔子学堂で行われている。桜美林大学孔子学院は、高校生対象の出張講義や体験授業を行っている。また愛知大学孔子学院では、東海地区高校生中国語発表会への協賛を行っている。神戸東洋医療孔子課堂は兵庫県中国文化交流協会として高校生を含んだスピーチコンテストを行い、また高校へ向けての中国文化などの出張授業を行っている。

### ⑤中国語教員の養成

立命館大学、立命館アジア太平洋大学、桜美林大学、岡山商科大学、工学院大学の孔子学院では中国語教員の養成が行われている。また、札幌大学孔子学院では、中国語教員の研修講座行がわれている。

立命館孔子学院を例としてあげる。



2009年度から「中国語教員研修・養成プログラム」を開発・実施し、他にも研究会やワークショップを開催している。日中両国の中国語教育の第一線で活躍する専門家を招き、実践的な中国語教育、中国語教育にかかわる諸問題を専門的な立場から検討・議論する講義のプログラムを設けられている。

桜美林大学孔子学院を例としてあげる。

中国語担当の教員を対象にさまざまな研修プログラムを実施している。「企業向け中国語研修プログラム」の中国語担当教員のための指導講座も実施している。また、全国の高等学校で中国語を教えている教員（常勤・非常勤問わず）の方々を対象とした研修会も行う。

◇2006年から実施した中国語教員研修会の内容：

＊桜美林大学中国語担当教員研修会

実施時間：2006.3.20～3.22

参加人数：20名

研修内容：教授法、文法、日中言語比較、文字学など

＊企業向け中国語研修担当教員研修会

実施時間：2006.6.10～6.24

参加人数：不明

研修内容：教授法など

＊高等学校中国語教員研修会

実施時間：2006.8.12～8.16

参加人数：28名

研修内容：文法、教授法、グループワークなど

＊高等学校中国語教員研修会

実施時間：2007.8.10～8.14

参加人数：21名

研修内容：文法、教授法、グループワークなど

＊同済大学、桜美林大学学内中国語教員研修会

実施時間：2008.3.21～22、3.28

参加人数：同済大学20名、桜美林大学20名

研修内容：教授法など

＊桜美林大学中国語教員研修会

実施時間：2010.12.17.

参加人数：35名

研修内容：中国語教員が備えておくべき知識構造・能力構造と思想心理的素質など

#### ⑥中国での研修

大阪産業大学や桜美林大学、札幌大学、愛知大学の孔子学院、神戸東洋医療孔子課堂、長野県日中友好協会長野ラジオ孔子学堂は協力先の大学などで中国語などの現地研修を行っている。また北陸大学孔子学院は「平成遣中使」という名称で、「高校生・北陸大学学生」「高校教員」「受講生」の3班を中国に派遣している。札幌大学孔子学院では、2009世界遺産「蘇州古典園林」の見学ツアーを行っている<sup>58</sup>。

#### ⑦文化交流イベント

桜美林大学孔子学院では、日中文化の一環として、全日本青少年中国語カラオケ大会が2007年より毎年のように行われている。大会には100名以上の応募者があり、観客が1750名が集まるなど大いに盛り上がり、初学者の中国語への関心を引くという点で大変有効な手段である。また2009年には北陸大学孔子学院が中心となり、初めてアジア地区孔子学院連合会議を開催し、21カ国51校、協力校14校が参加した。

#### ⑧「研究型」孔子学院

2007年4月12日 早稲田大学は中国国家漢語国際推广領導小組弁公室との間で「孔子学院設立に関する協定書」に調印し、早稲田大学孔子学院を設立した。これは研究に特化した孔子学院の例である。早稲田大学孔子学院の運営は、早稲田大学と中国トップの北京大学が共同である。両大学がすでに1982年に学術交流協定を締結し、2003年に「早稲田大学—北京大学共同教育研究運営機構」を設立し、両大学の共同教育研究事業を推進する体制を整備したと言える。共同教育事業の一環としては、2005年からダブルディグリープログラム事業を開始、両大学が共同で学生教育に取り組んでいる。また、北京大学に隣接する施設において産学連携による共同研究事業を推進している。

日本の他の孔子学院のような中国語教育は行わず、北京大学を中心に中国から各分野の著名研究者を招聘し、早稲田大学の教員とともに講義を行い、国際学術論壇を開催している。こうした講義・学術論壇は将来の中国研究を担う研究者を育成するため、若手研究者である大学院生を対象とした科目を早稲田大学オープン教育センターに設置・開講されている<sup>59</sup>。学院は中国での最先端の研究を紹介し、大学院生などの若手研究者の研究を側面的にバックアップし、学術論壇で使用した資料および発表内容は終了後に記録集として取りまとめ、出版物として公開している。また、大学院生に中国現地での研究や研究指導を受けられるよう、北京大学を中心とする中国の大学に派遣するための支援を行う。

---

<sup>58</sup> 馬場毅「中国の対外教育—孔子学院を中心に」ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1)、2010年、p217。

<sup>59</sup> 各科目では、中国より著名研究者をゲストスピーカーとして招聘し、中国最先端の研究について扱う。また、講座は毎週開講されており、大学院の正式単位認定科目として設置されている。

早稲田大学と北京大学の協議によって選別された共同研究プロジェクトを展開し、最大で2年間にわたり、研究費等の支援を行う。両大学に任命される研究代表者のもと、共同研究プロジェクトの計画立案・進捗、研究成果報告等を行う。研究分野は、人文学、社会学、自然科学など学術分野全般にわたります。2008年から、早稲田大学孔子学院で下記の国際学術論壇が行われてきた<sup>60</sup>。

早稲田大学孔子学院 国際学術論壇

- (1) 「日中刑法論壇」 (2008年10月10日～11日開催)
- (2) 「日中民法論壇」 (2009年7月17日～18日開催)
- (3) 孔子学院連続セミナー開催 (2009.8.3-7)
- (4) 「杜維明 ハーバード大学・北京大学教授 特別講演会「21世紀の儒教」(2009.8.6)
- (5) 「周恩来と日本」(シンポジウム・写真展) (2009年10月28日)

## 6. 終わりに

孔子学院は2004年に最初に成立して以来急速に拡大し、それだけ中国のソフトパワーは世界に影響力を拡大したと言えよう。前述のように、このように急速に拡大した原因は、世界各地の大学、高校などとの協力方式をとり、それが相互に利益があったからである。

孔子学院に対する評価

その役割について称賛の声：

孔子学院高層部理事会の規定には、学院が中共の世界戦略の一環であるという位置づけが明示されている。対外的には「中国と中国文化の教育を通じて、世界各国との相互理解と友好関係を促進し、継続的な世界平和と相互発展への貢献を目的とする」と孔子学院側自身が称賛している。つまり、孔子学院の急増と展開は、急激な中国の経済発展によって、国際社会においてビジネスの相手としての中国の存在感が増大する中で、各国からの中国語及び中国事情に対する需要と、国際話語権を獲得するのに大きな役割を果たしているという。

疑問の声：

①多額の予算を投入することに対し、資源の配分が戦略的・効率的でないでは、これ以上の拡大は不要という声も挙がっている。

②機能は基本的に中国語教育機関にとどまり、中国文化の真髄や核心を世界に伝えるまでには至っていないという意見もある。

批判の声：

- ①「孔子学院 東南アジアで苦戦」『読売新聞』2010.2.8

---

<sup>60</sup> 早稲田大学孔子学院サイト：<http://www.waseda-wci.jp/index.html>

②「孔子学院認可は『文化スパイ機関』と発言」『朝日新聞』2010.6.2. など。

中国政府が積極的に推進して急成長する孔子学院に対し、宗教上、イデオロギー上の理由などから、対外宣伝機関であろうかという警戒感を示す地域がある。孔子の名を冠していることから学院を儒教に関係する教育機関と見なし、受入れに慎重な態度を取る国もあるという。さらに、日本では、これまで、外務省や防衛省、自衛隊などの政府組織内に中国の浸透工作の痕跡があったが、日本各地の孔子学院が中国共産党の情報収集に利用されるのではないかという懸念も高まっている。

今後の展開：

2010年12月10日から3日間にわたり、北京で第5回孔子学院大会が開催された。96の国と地域から約1,400名の参加者が集まった。大会のテーマは、「孔子学院の持続可能な発展」であった。開会の挨拶で、孔子学院総部理事会の劉延東主席（党中央政治局委員、国務委員）は、これまでの孔子学院の歴史を振り返りながら、今後の発展方針について次のように述べている。「中国・諸外国双方による共建、共有、共管、共享の原則を堅持しながら、支援を強化して力を合わせ、孔子学院が持続発展できるよう推し進めたい。」そして、以下の4点を強調した。

①社会に溶け込み、さらなる交流と友好の重要な架け橋としての役割を増進すること。

②教師、教材、教授法に重点を置いて基盤を強化し、孔子学院の質の向上に力を入れること。

③語学教育に加え、文化交流を強化するとともに、経済・貿易・科学技術情報サービスの提供など、孔子学院のコンテンツを豊富にすること。

④経費支援を強化し、中国と設置国双方の機関が団結し、孔子学院の持続可能な発展のための効果的な保障を提供すること。

従って、今後の孔子学院の展開に関する中国の方針は、孔子学院の増設から、既設の孔子学院の質の向上と持続に重点が置かれることと思われ、つまり数から質への方針転換が予想される。その方針転換は具体的にいかに実現するかを見守っていく必要がある。

## 中国における文化財の産業化

陳 玉雄

### はじめに

格差問題と環境問題は、現在の中国の経済発展における 2 大課題といわれている。この 2 大課題は、少なくとも短期的に解決できる問題ではない。

社会主義計画経済を「改革開放」するため、1970 年代末から導入したのは競争手段である。まず、前期では社会主義計画経済の根幹を維持しながら競争手段を導入した。すなわち、主な生産手段の公的所有という制度の根幹が変わらないまま、公的企業を中心的な主体とする市場が形成されたのである。その中で、「社会主義経済」の根幹を動揺しえないとされた「个体戸」（無限責任を伴う自営業）などの「非主流経済」（「改革」の対象である国有・集団所有企業と「開放」によって生まれた外資系企業が「主流経済」であった）が少しずつ拡大していた。後期になると、従業員が 8 人以上の私営企業が「非主流経済」の中心となる一方、「社会主義市場経済」の建設に伴い集団所有制企業と中小国有企業が民営化され、「非主流経済」の主流化が進展した。残された国有企業は、80 の企業グループに集約される予定である。但し、このような過程が時々の後退を伴う前進であり、とりわけ地域によってその進捗に大きな差があるため、前期と後期との明確な区分はできない。概ねに 1990 年代半ばがラインになると考える。地方政府を巻き込んだ地域間の激しい競争は、このような発展の重要な特徴である。そのため、多くの研究者は 1980 年代からの中国における経済発展を「地方政府主導型経済発展」と呼んでいる。これに対して、筆者は競争手段の導入、市場の形成の本質である「非主流経済」の主流化に着目し、「下からの変革」と呼ぶ<sup>61</sup>。

このように、様々なレベルの激しい競争による市場経済化の進展とともに、中国は著しい経済成長を遂げている。この成長は、競争条件の平等すなわち公平性と、自然環境を犠牲にしたもので<sup>62</sup>、平等性の欠如と格差による分配問題は、急成長に伴う平均所得が上昇し続けるからこそ大きな社会混乱に発展しなかったのである。それゆえ、急成長を追い求め続けざるを得なくなり、さらに格差と環境問題を引き起こす。このような悪循環から脱出するため、中国政府は近年様々な対策を模索してきた。文化産業の発展は、そのうち最

<sup>61</sup> 陳玉雄『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会、2010 年、165-181 頁。

<sup>62</sup> 環境問題は、国民の求めに応じて中国政府も重要視し始めた。三瀆正道、金子伸一、汪義翔、陳玉雄『中国の環境問題を考える』（論文集）麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper No.28、2008 年 3 月。

も重要な対策の一つである。本稿は、中国における文化産業のポテンシャルと課題を検討する。

## 1. 既存研究

広辞苑では、「文化」を以下のように定義している。①文徳で民を教化すること。②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化。③ (culture) 人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。

また、2001年11月2日パリ第31回ユネスコ総会で採択された「文化の多様性に関するユネスコ世界宣言」は、「文化とは、社会あるいは社会集団の先進的・物質的・知的・感情的特性の組み合わせであり、芸術・文学に加えて生活様式・共生の仕方・価値体系・伝統・信念が含まれる」と定義した。

広辞苑の定義③は、一般のいう「自然」の対極としての「文化」である。ある地域社会が他の地域社会を区別する、地域住民の生活様式を指す。それは、その生活様式を形成するために必要な科学・技術などと、生活様式の結果あるいはその進化としての宗教、政治などがある。これに対して、ユネスコは芸術・文学を前面に打ち出し、生活様式および共生の仕方・価値体系・伝統・信念などと並び、文化の形態を列挙した。しかし、芸術・文学は生活様式の反映であり、共生の仕方は生活様式を安定させるために必要なものであり、価値体系・伝統・信念は生活様式から抽出された「進化形」である。いずれも、生活様式に付随したものでありながら、生活様式から抽出されるものとなる。また、これらは逆に生活様式に影響を与える、あるいは生活様式を規定する。一種の「制度」であるといえる。

すなわち、「文化」とは、生活様式とそれに付随する制度である。これは、地域の人々の生活様式と、その生活様式を可能にした「生活技術」と、その生活様式の内容を抽出するあるいは進化させた「制度」がある。そのうち、その地域の歴史の中で形成された価値体系・信念などを中心とする「制度」は、「生活技術」の精神をなしている。

### (1) 文化産業の範囲

文化に関する研究は世界規模で行われてきた。文化経済学に関する研究もある程度蓄積されてきた。これに対して、文化産業に対する研究は少なかった。但し、近年では大量生産・大量消費の工業社会の発展は、様々な問題を引き起こしている。ポスト工業社会の産業発展として、「文化産業」が重要視され、それに対する議論・研究も進められている。しかし、文化産業に関する議論は、定義があいまいなままで、論者がそれぞれのイメージで

語る傾向がある。その原因について、河島（2009、4頁）が経済学と芸術・文化の結びつきに対する違和感を言及した時、「文化という言葉の曖昧さ、多義性がある」と指摘した。

佐々木は、『文化産業論で何がわかるか』（芙蓉書房出版、2000年）には、「私たちに『気晴らし』を与えてくれるのが文化産業と考えることができます」と述べたのみで、外食産業、観光・行楽、カラオケ、公共競技、フィットネス・クラブ、釣り、おもちゃ、美容&おしゃれ、広告、オーケストラ、花卉産業、お笑いの章別各論に入った。確かに、文化産業が私たちに「気晴らし」を与えてくれる。但し、「気晴らし」を与えてくれるのは文化産業だけではない。私たちは、工業製品からもその機能を享受し生活水準を引き上げ、「気晴らし」を受けていると考えられる。

このように、ほとんどの既存研究における文化産業は、ちゃんとした定義がなされないまま、製造業産業の対極として、カテゴリー・コンセプトの役割を果たす。卸売・小売業、電気などのインフラサービス、金融・保険業、不動産業、飲食・宿泊業、教育、医療・福祉以外の、その他サービス業あるいは複合サービス業の意味でつかわれる場合が多い。しかし、これらの研究は明確な定義をしなくても、何らかの形でそれぞれ意識した「文化産業」の定義があると考えられる。これらの「文化産業」の定義は狭義的なもの、広義的なもの及び両者の中間的なものの3つに分けることができる。

狭義的なものは、コンテンツ産業（アメリカで「著作権産業」）を指す。すなわち、音楽、映像、ゲーム、マンガ、アニメなどの文化的・娯楽的作品を製品として生産、流通、販売していく営利産業を指す。広義的文化産業は、美術や舞台芸術などの非営利芸術活動及び、建築、広告、ソフトウェアなど、文化的側面のみならず機能的側面を併せ持つ財を生産する産業までもが含まれる。ユネスコによる「文化」の定義からみると、「文化産業」は「サステナビリティ」、「高齢者にやさしい」などの価値観から来るものを含む。二者の中間的なものは、特にデジタル情報の生産、流通などを主に営利目的で行う、ポピュラー文化、サブカルチャー産業、メディア産業を指す（河島 2009）。日本でいう「文化産業」は、通例的に中間的なものを指す。

## (2) 文化産業の特徴

佐々木氏が列挙した「文化産業」から、人間の「生活様式」のうち比較的に高次的なものであり、製品の機能を享受するよりも「遊び」というサービスを享受する方に重点を置くという共通点を見出すことができる。外食産業は、顧客の生きるための食欲を満足することはもちろん、美味しさと移動せずに各国の文化を楽しむことなどのサービスを提供している。このようなサービスの付加価値がなければ、顧客が自宅で作ったものに比べてかなり高いコストを払って、外食産業を利用しないだろう。おもちゃのような製造業産業でも製品自体の機能より文化的要素或は比較的に高次的なサービスを受けることに付加価値

が多く生じるものは「文化産業」とされる。場合によって、これらに関連する製造と流通の過程を含む。具体的に、デザイン、コンテンツ、観光…などの産業を含む。

フィルムとそれを再生する機械を生産するのは製造業であり、映画の撮影とそれをサービスとして提供しているのは文化産業である。アパレル産業の場合、原材料を衣類に仕上げ防寒と体を覆う機能を組み込むのは製造部門であり、製造業となる。そのような機能よりデザインなどの文化的要素が生み出す付加価値が高い場合、「文化産業」となる。また、グローバル化に伴い市場が拡大し、企業は製品・サービスを作り出すための一つの工程のみに集中しても、十分な利益を上げることができるようになった。しかも、川上の企画・デザイン部門、川下の販促としてのファッション・ショー部門なども「文化産業」になりうる。「製造業」より「文化産業」の方が高い付加価値を生み出す。これは、両端が高く真中が低く、いわゆるスマイル・カーブである。

また、工業製品は、原価法、それに付随した機能の価値などでその価値が判断される。これに対して、文化産業によって作られた文化財とサービスは、機能的な価値を持つことが少なく、原価の確定も非常に難しい。供給側・需要側のどちらにとっても極めてあいまいな抽象的価値、主観的に判断される価値に依存する財となる。

このように、文化産業は製造業に比べると、その生産物の価値が主観的になされる場合が多い一方、付加価値が高い。このような文化産業の特徴に関して、文化産業の創造性（イノベーション）が強調されている。しかし、既存研究は文化産業の創造性を強調するあまり、既存文化財・生活様式を活用した産業・経済活動を見過ごした傾向がある。最近の中国で中央政府の促進策を受け、一種のブームとなる各地の「文化産業振興策」からもこのような傾向を見出すことができる。

ユネスコによる「文化」の定義から、文化産業を次の4つの大きな領域に分けることができる。①コンテンツ産業、②生活様式の拡散、一般化（インフォーマル経済）、③環境、弱者配慮などの価値体系、④伝統（古い生活様式、価値体系に内在した文化財を資本として、再生産する）産業の4つである。また、文化産業の4つの領域から、地域（経済社会）の文化産業の形成における4つのプロセスを見ることができる。特定の地域で形成された「文化財」は、不特定多数の消費者に支持されてから、初めて産業として成り立つ。

- ① 特定の個人・組織の創造活動によって作られた文化製品は、資本化・サービス化、マーケティングを経て不特定多数の人々によって消費される。コンテンツ産業を中心とする人的創造性が大きな役割を果たす産業であり、著作権によって保護される。新たな「文化財」の創造と消費である。
- ② 歴史的に形成・蓄積され、地域の生活様式の象徴である既存文化財を取引する産業である。



- ③ 環境、弱者配慮などの価値体系が他地域の人々によって受け入れられ、産業を形成していく。本シリーズの汪論文は、中国の価値体系・言語の対外発信・宣伝を扱う。
- ④ 既存文化財と生活様式を資本化することによって生み出された、文化的な製品とサービスを不特定多数の人に提供し産業を形成させていく。地域の文化遺産を観光資源化し形成された観光産業の他、特定の生活様式が受け入れられ、それに関連する製品・サービスが大量に消費され産業を形成していく。本シリーズの三瀆論文、金子論文は、それぞれ中国の伝統的な生活様式である中医薬、葬式の産業化過程を検証する。

以上、製造業は必要な機能をその製品に組み込む産業である。これに対して、文化産業は、製品・サービスに組み込まれた機能より、生活様式と生活様式に付随した制度などの情報の付加価値が大きい産業である。また、同じ製品・サービスでも、企画・デザイン・アフタサービスなどは地域住民の生活様式に依存し、生み出す付加価値も大きく、独立した「文化産業」になりうる。本稿は、④のうち既存文化財を資本とする生産されたサービス産業を中心に検討する。次に、中国における既存文化財の産業化プロセスを検討する。

## 2. 文化産業の形成と発展

### (1) 既存文化財の産業化プロセス

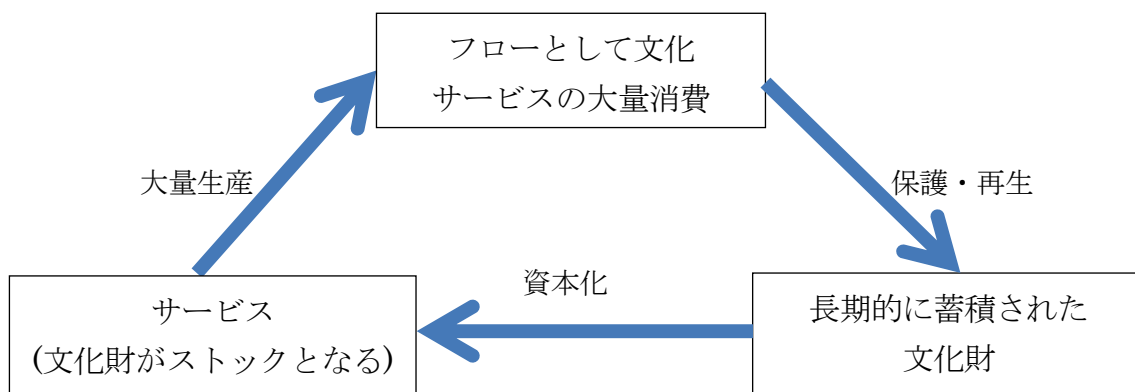
発展途上国では、しばしば農業生産の増加が農業就業人口の増加に及ばない一方、貧困層は教育など、人的資源への一定規模以上の投資ができなく技能労働者にもなれない。いわゆる「貧困の罍」に陥るといわれている。技能労働者が不足のため大規模な製造業企業の成立或は小規模な製造業企業の集積が難しくなり、就労機会がなく収入が上がらず、低収入と低投資の悪循環に陥ると考えられる。何らかのきっかけで収入が上がれば、次第に投資と収入の好循環へ転換する可能性がないとは言えない。

これらの発展途上国で、多くの地域は同時に豊かな自然と文化財を抱えている。一定の投資を持って、地域に蓄積されてきた自然と文化財へのアクセス条件を整備すれば、地域住民の雇用機会と収入が増えれば、好循環になりうる。しかし、文化財が蓄積されているからと言って、必ず「貧困の罍」から脱出できるとは限らない。関連投資を行い、文化財へのアクセスを改善し、文化財を資本化しなければ長期的な収入を望めない。また、文化財を切り売りしても、一時的な収入しか得られず、好循環になれない。

図 1 文化財の産業化プロセスに示される通り、文化財は二つの段階を経て文化産業が継続的に提供するサービスの生産要素となる。第一段階は、文化財の資本化である。文化財は地域住民の生活様式の一部として利用・維持されることから、文化財を資本とするサービスを所有者以外あるいはコミュニティ外の人々に提供され、「利用料」が徴収される。

第二段階では、金銭資本の投入を通じて資本化された文化財へのアクセスが改善され、文化サービスの大量生産・大量消費で文化財の産業化が完成される。このような文化財の産業化は、文化財の切り売りを防ぎ、文化財の保護と新たな蓄積につながる可能性が高いと考えられる。

図1 文化財の産業化プロセス



出所) 筆者作成。

福建省の「土楼」の観光産業化を事例として取り上げる。「土楼」は長い間、「住宅」として住民の生活様式の一部を構成していた。「土楼」は、一般的に数10世帯の同族が共同で生活する、2階から5階建ての集合住宅である。小型のものでも10数世帯、大型のものは100世帯以上が入居する。集会場などの共有部分と隣との共有壁もあるが、世帯ごとに独立した台所、寝室などが整備されている。「土楼」は、北方から移住してきた「客家」の人々が強盗、野獣などから防衛するため作られたものであり、外側の壁には窓がなく、比較的の高い階には小さな監視口・拳銃の発射口が開けられている。四角なものもあるが、ほとんど円形の建築である。集会場等が真ん中に構え、これを囲むようにすべての部屋の扉、窓と閣外の回廊が設けられる。筆者が2007年に福建省南靖県を訪問した時、300年以上前に土で築いた「マンション」にいまだに人間と動物が共生している姿に感動した。このような外の世界と隔離した生活が延々と続くのである。しかし、アメリカのスパイ衛星に「台湾対岸の山奥に無数のミサイル発射基地」と誤認されてから、山を越えて注目されるようになった。一部の外国人を含む、山の外から土楼を訪ねる人が年々増える中、観覧料が徴収されるようになった(2006年当時1ヶ所10元)。この段階では、土楼という文化財は資本となり、サービスが提供され、文化財の商品化の目途がついたのである。

しかし、交通アクセスがネックとなる。筆者は2006年に、事前に土楼がある村には宿泊施設を探すのが難しいという情報を受けアモイから南靖県の土楼の村まで日帰りの計画をした。土楼までの道案内をしてくれるガイドを見つけなかったこともあり、福建省内他県から来た運転手が道に迷い、途中で断念しアモイ市内のホテルに戻った。翌2007年に

は、万全を期して2階建ての民家（土楼と同じ土でできたが、外側の壁にタイルを貼っている）から改造した「ホテル」の予約をし、運転手も2人を頼んだ。14時半ごろアモイ空港から1時間弱の高速道路を経て、6時間の狭い山道に揺られて、ホテルに着いたのは22時過ぎになった。途中に何回も崖の下に落ちるかと思ひ、まあこんな綺麗なところで眠ることは最高だと納得した。翌日、帰りの道をたどりながら土楼を楽しみ、気付いたら高速道路が眼前にあり夕方だった。土楼の使用年限がなぜ現代技術を駆使したマンションの10倍もあるのかを不思議に思いながらも、圧倒されることはなく自然景観や脈々と続く生活様式を体験することができた。子供の時の山村の生活に帰った気分をして、これまで蓄積してきた疲れを一気に吹っ飛んだ。なお、現在では土楼が世界遺産に登録され、その多くは玄関までコンクリート舗装の道路ができて非常にアクセスしやすくなる一方、住民が土楼から追い出され政府が提供した本物の現代マンションに住んでいるとの話を聞いた。土楼の楽しみを一人占めするつもりはないが、世界遺産になることで住民が住めなくなり、また我々も現在の住民の生活様式を体験できなくなることを残念に思う。

土楼（現役のマンション 2007年2月）



土楼の事例から、現在の中国における文化産業政策の問題点を見ることができる。政府が自ら先頭に立て有望な文化財の産業化を推し進めることによって一定の成功を収めている。しかし、性急な産業化と政府自身の利益を重要視するあまり、住民の利益が二の次にされるように見える。皮肉にも、文化財の一部をなす住民の既存生活様式が破壊され、「現代化」される。しかし、地域の文化およびそれに付随するサービスの消費者が、その地域の生活様式があるからこそ消費する。

## (2) 文化産業の発展段階

アメリカの心理学者アブラハム・マズローによって提唱された欲求段階説によると、人間の欲求が次のように5段階に分けられ、人間は低次元の欲求が満たされると、より高次元の欲求を求めようになる。すなわち、第1段階は生理的欲求(physiological needs)、第2段階は安全・安定の欲求(safety-security needs)、第3段階は所属・愛情欲求/社会的欲求(belongingness-love needs)、第4段階は自我・尊厳の欲求(esteem needs)、第5段階は自己実現の欲求(self-actualization needs)である。

これらの人間の欲求は、人間の集団によって構成される地域など社会全体の需要の基礎をなす。閉鎖的な経済(地域)における産業発展も、これに対応して発展するものだと考えられる。需要が存在しない産業の発展はありえない。一方、開放的な経済では特定な経済社会内部に十分な需要が存在しなくても、自らの比較優位性を発揮し特定な製品・サービスを輸出し、特定な産業を発展させることができる。

一方、供給面では経済社会(地域)の産業能力は、その経済社会における様々な資本の蓄積の程度によって決定される。経済社会の資本は、金銭資本の他、人的資本(human Capital)と社会関係資本(Social Capital)などがある。これらの需給両面の要因を総合的に考えると、一つの経済社会における文化産業の発展段階は以下の4つになると考える。

- ① 独立な存在としての文化の蓄積
- ② 既存文化財・生活様式の産業化
- ③ 新規文化財の創造・産業化
- ④ 産業全体の文化化と個別化

それぞれの段階には、必要とする経済社会の需要と産業能力が異なる。第一段階の文化の蓄積は、程度の差はあるものの、独立した社会であればどの社会においても行われているものである。すなわち、その社会が他の社会と区別するアイデンティティーとして自然的に形成され、ストックとしての文化的価値が蓄積されるのである。

第二段階では、既存文化財・生活様式は、(1)項で見てきたように資本化と大量生産・大量消費を経て産業化される。第一段階で蓄積された文化的価値に付随したストックとしての資本価値(サービスとして一般公開のポテンシャル)から、フローの文化サービスの経済価値を生み出す段階である。この段階に必要なとする経済社会の能力は、文化財からサ

ービスなどを大量に生産し、大量に消費させることである。

第三段階は、コンテンツを中心に新規文化財を作り出し、大量消費につながる産業である。文化活動から直接に経済価値を作り出す段階である。この段階で最も重要なことは、個々の人間や組織による知的創造活動のインセンティブを保つため、知的財産権を保護する能力とそれに関連するマーケティング能力である。

第四段階では、製造技術が成熟し、産業・企業ごとの付加価値がそれぞれの知的創造活動によって決定される。第三段階で整備された知的インフラと社会環境の下、第三段階以上に知的な独創性が求められ、経済活動は遊楽、文化活動と一体化するだろう。

上記の 4 つの段階は、基本的に順を追って発展していくものである。いうまでもなく、第二段階の産業化の源は第一段階で蓄積されてきた文化財・生活様式である。また、第二段階の産業化経験があれば、第三段階における文化活動から経済価値を作り出すことがより達しやすくなる。さらに、第三段階で成立したインフラと知的社会環境がなければ、第四段階の経済・文化一体社会はありえない。最後に、第一段階は文化産業の準備段階であり、第四段階は文化産業の将来拡張になる。現実的に、第二段階の既存文化財・生活様式の産業化と、第三段階における知的創造活動とその産業化が重要である。両者とも、大量生産と大量消費が産業化の条件となる。大量消費は、その社会（輸出の場合グローバル市場）の消費能力の他、それらの文化財や文化活動に内在する文化資本の大きさとそれらへのアクセス条件によって決められる。大量生産も文化資本のほか、その社会の資本化・生産能力に大きさに左右される。従って、現在の文化活動と既存文化財から生み出された文化資本の測定は、文化産業の大きな課題になる。

金武・阪本（2005、137 頁）は、「文化的な活動の大きさを、財の取引の量によって測ることができるとしても、そうした活動の結果として蓄積されている文化資本の大きさを測定することはできない」と指摘した。確かに、文化資本自体は無形であり、直接測定することは不可能である。しかし、文化資本は、既存文化財から生まれたものと、その増資でもある現在の文化活動から創造した文化資本の二つがある。既存文化財から生まれた文化資本の経済的なストックの価値は、将来に生じるフローの経済的な利用価値の割引現在価値に等しいと考えられる。また、現在の文化活動から生じた文化資本は、その活動のために投資したものの金銭的な価値とそれが生み出した経済的な価値の両方を測定することが可能である。よって、文化資本の大きさは、理論的に測定可能である。

最後に、文化資本が生み出したサービスとその関連製品へのアクセスは、大量消費の必要条件であり、マーケティング活動、交通の便を含む。

以下は、中国の文化産業の現状とそれに対する政策を整理し、これまで見てきた文化財の産業化プロセスと文化産業の発展段階によりながら、中国の文化産業の可能性と課題を追求する。

### 3. 中国の文化産業の発展と課題

1949年以降、文化は国の公共事業の一部として、政府の政策を宣伝する手段となり、文化関連組織は宣伝部門の付属となった。1979年以降、文化市場は次第に復活した。『人民網』の報道によると、2011年の文化産業の総生産額が3兆9000万元以上に達し、初めてGDPの3%を突破した。文化産業は国民経済の成長への貢献度を高め続けている。

#### (1) 文化産業政策

中国の文化産業政策について、いくつかの説があるが、以下は主に傅才武(2011)によりながら、1979年以降の文化産業政策の流れを追う。それは主に、以下の4つの段階となる。

##### ①文化産業の準備期(1979~1991年)

この時期では、香港・台湾などの流行音楽などが流入した一方、ダンスホール、演劇とアニメなどが各地で現れ、図書の発行量も急増した。政府は、1980年代後半からメディア事業への経費提供を漸次的に減らし、新聞社、出版社などの独立採算を促してきた。「文化経済」の概念が一部の学者によって提起され、「文化経営」の概念は確立したが、産業として意識されていなかった。

##### ②文化産業の発生期(1992~1997年)

この時期、社会主義市場経済の中「文化経済」の概念が確立した。1992年6月「中国共産党中央委員会・国務院の第三次産業の発展を加速化する決定」は、「文化衛生事業」を第三次産業の重点とした。民間企業が出版、書店、演劇と娯楽などの文化領域へ参入した。文物の競売も次第に活発に行われた。

##### ③文化産業の発展期(1998~2002年)

1998年、文化部(日本の省)は「文化産業司(局)」を設け、文化事業を産業として育成する意思を明確にした。2000年10月に「文化製品の生産」、「文化市場の建設と管理」及び「文化産業の発展」などが中国共産党によって提起され、2001年3月に国の第10回5カ年計画に明記された。この時期に、「文化産業」の概念が確立した。

##### ④文化産業の高速発展期(2003~2010年)

2003年6月、国務院(内閣)は、全国文化体制改革テスト業務会議を開催し、北京市、上海市、重慶市、広東省、山東省、浙江省、深圳市、陝西省西安市、雲南省麗江市を総合テスト区に指定し、文化関連企業の民営化テストを行った。その中で、「公益文化事業」と「営業文化産業」が分離され、文化産業は急速に発展した。また、2006年から文化体制改革が点から面へ押し広められた。その結果、2004年から年率15%以上の成長が続いた(傅才武 2011、112~115頁。張永恒「体制改革譜写文化繁榮樂章」『人民日報』2011年10月14日)。

このように、中国の文化産業政策は、文化部門の自立を目指し、現在の文化活動に重点が置かれている。具体的に、新聞、出版、映画などのメディア産業、演劇、ダンスホールなどの住民の文化活動を重要視していた。「公益文化事業」では、2011年から文化館、博物館と図書館などの公共施設の無料開放が進められた。政府は、その中でコンテンツ産業の重要性に気付き、創造性を強調するようになった。一方では、文化遺産、すなわち既存文化財の産業化をほとんど意識していなかった。2010年に中央政府の主導の下で設立された「中国文化産業投資基金」は、演劇、アニメ、映画・テレビ番組の製造・発行・放映、出版、展示、ネット情報などの文化産業の発展を重点的に支持するという（宋陽 2011、86～87頁）。しかし、既存文化財・生活様式の産業化が最初からその支持の対象外となったのである。

前述したように、既存研究は創造性を強調するあまり、地域、国ないし人類全体の遺産を活用した産業を文化産業から排除する恐れがある。中国の文化産業政策からも同じような傾向を見出すことができる。しかし、土楼の事例で見えてきたように、地方政府の多くは現実の経済問題に関心が集中し、既存文化財などの既存資源の活用に積極的に取り組んできた。むしろ、一部にはやりすぎるところがある。

## (2) 中国における文化産業の発展戦略

ある国・地域の産業戦略を考えると、その国・地域が抱えている或は調達可能な資源、有する能力及び市場が必要とするもの、すなわち需給両面を考えなければならない。需要面では、自らがアクセスできる世界市場はもちろん重要であるが、最もアクセスしやすい自国市場の消費レベルをまず考慮する必要がある。一方、供給面では他の国・地域に比べてよりよい製品・サービスを低いコストで作ることができるもの、いわゆる比較優位性を有するものに力を入れるべきである。では、中国の文化市場はどのような消費レベルにあるのか、自国の比較優位性はどこにあるのか。

中国では、長らく工業・農業生産が優先され、サービス業が二の次にされてきた。文化消費については、大衆的な文化活動を除き「贅沢」な文化消費は資源の浪費と同列にされてきた。表1は、都市・農村別の文化消費額とその成長率、名目GDPを示している。統計範囲の変更があった2002年を除き、ほとんどの年で文化消費の総額と一人当たり消費額の成長率は、GDP総額と一人当たりGDPに及ばない。とりわけ、農村部の文化消費総額と農村一人当たり文化消費額の成長率は、GDP総額と一人当たりGDPの成長率にはるかに及ばない。インフレ率を考えると、ほとんどの年で実質上マイナス成長となった。また、国全体の一人当たり文化消費が一人当たりGDP（最終消費支出がその半分程度）に占める比率は2%台で推移しており、むしろ低下傾向にある。

このように、中国の文化消費のレベルは経済成長に比べて決して高いものではない。これは、文化産業の生産・供給のコストとレベルを制限している。中国の消費者は価格に敏

感であり価格交渉に長けているといわれている<sup>63</sup>。このように中国における需要の価格弾力性が高い原因は、その消費レベルにあると考えられる。消費者が低価格のものを求めているため、生産者も低コストの生産を求めざるを得ない。

表1 中国の文化消費と経済成長

	名目GDP (億元)	一人当 たり名目 GDP	農村の 文化消 費総額 (億元)	農村一 人当 たり文化 消費額 (元)	都市の 文化消 費総額 (億元)	都市一 人当 たり文化 消費額 (元)	全国文 化消費 総額(億 元)	全国一 人当 たり文化 消費 (元)	一人 当たり 文化 消費 /GDP
2000	98000.5	7857.7	1520.6	186.7	1183.8	264.1	2704.4	214.2	2.7%
2001	108068.2	8621.7	1545.0	192.6	1229.6	261.7	2774.6	218.2	2.5%
前年比	10.3%	9.7%	1.6%	3.2%	3.9%	-0.9%	2.6%	1.9%	
2002	119095.7	9398.1	1659.4	210.3	2000.1	407.0	3659.5	285.8	3.0%
前年比	10.2%	9.0%	7.4%	9.2%	62.7%	55.5%	31.9%	31.0%	
2003	135174.0	10542.0	1827.6	235.7	2156.3	420.4	3983.9	309.2	2.9%
前年比	13.5%	12.2%	10.1%	12.1%	7.8%	3.3%	8.9%	8.2%	
2004	159586.8	12335.6	1888.9	247.6	2527.0	473.9	4415.9	340.7	2.8%
前年比	18.1%	17.0%	3.4%	5.1%	17.2%	12.7%	10.8%	10.2%	
2005	183618.5	14185.4	2219.8	295.5	2906.8	526.1	5126.6	393.2	2.8%
前年比	15.1%	15.0%	17.5%	19.3%	15.0%	11.0%	16.1%	15.4%	
2006	215883.9	16499.7	2262.3	305.1	3366.5	591.0	5628.8	429.4	2.6%
前年比	17.6%	16.3%	1.9%	3.3%	15.8%	12.3%	9.8%	9.2%	
2007	266411.0	20169.5	2238.8	305.7	4043.9	690.8	6282.7	476.7	2.4%
前年比	23.4%	22.2%	-1.0%	0.2%	20.1%	16.9%	11.6%	11.0%	
2008	315274.7	23707.7	2278.5	314.5	4418.2	736.1	6696.8	505.6	2.1%
前年比	18.3%	17.5%	1.8%	2.9%	9.3%	6.6%	6.6%	6.0%	
2009	341401.5	25607.5	2442.2	340.6	5079.2	826.9	7521.4	564.9	2.2%
前年比	8.3%	8.0%	7.2%	8.3%	15.0%	12.3%	12.3%	11.7%	

出所)「全国文化消費需求景気評価総報告: 基于『十五』以来分析的2009年度測評」王亜南主編『中国文  
化消費需求景気評価報告』社会科学文献出版社、2011年。国家統計局『中国統計年鑑』中国統計出版社、  
2011年。

製造業企業の能力について、日本の製造業は擦り合わせ型アーキテクチャに強いのに対して、中国の製造業はモジュール型アーキテクチャに強いといわれている(藤本・新宅 2005、丸川 2007)。擦り合わせ型アーキテクチャあるいは製造システムは、完成品メーカーと部品メーカーとのコミュニケーションの繰り返しを求め、専用部品の多用によって完成品の品質を高める。技術レベルが高く多品種少量生産に適している。これに対して、モジュール型は、汎用品の多用と部品メーカーの競合によって、生産コストを引き下げることによって重点が置かれている。比較的に成熟した技術で少品種大量生産に適しているとされている。

<sup>63</sup> 諸外国において、中国からの観光客によるブランド品の買い集めが話題となる。しかし、これも同じものが諸外国での価格が低いためである。また、中国観光客は価格交渉の習慣を日本などのスーパー、デパートの専門店に持ち込む場面が多くみられる。



このように、中国の製造業は、単に大量な安い労働力を抱えているだけではなく、低コストの大量生産システムにも長けている。これに対して、産業発展の歴史が比較的浅いこともあり、企業による研究、製品開発はその弱みであろう。

社会主義計画経済期では、外国から導入したものを含む生産技術は基本的に国から無料で配布されるものであった。1970年代以降でも国有企業による郷鎮企業への技術支援も国の政策の下無償で行われたものがほとんどであった。近年では、改善されつつあるものの、その習慣は現在の企業経営にも影響を与えている。また、法律が整備されても、地方政府などの消極的な対応もあり知的財産権の保護という社会的な観念は容易に浸透しない。さらに、教育面では中国は建国してから基礎教育に力を入れ、国民全体の教育レベルの向上に大きな成功を収めている。文化大革命期には、教育機関の破壊、教育従業者と農民・労働者との融合が進んだ。1980年代以降、基礎教育だけではなく、高等教育も次第に整備されていた。しかし、詰め込み式教育は、有能な生産者を多く育てる一方、その創造性がはぐくむことはできない。なお、現在の中国では詰め込み教育に関する論争が展開されているが、詰め込み教育の対極としてゆとり教育ではない。一部には学生の負担減の声もあるが、対立軸は知識（の詰め込み）か知識以外の体育・芸術などの教育かに置かれている。すなわち、中国においては「(知識の)詰め込み式教育」をやめても、行く先は「ゆとり教育」ではなく体育・芸術などの「詰め込み」になる。少なくとも、次世代の産業の担い手に対する教育には、創造性の育成の重視は当面にはないと思われる。

このように、国際的な分業が急速にすすめられている中、中国は先端的な製品開発よりも、低コストで大量生産システムに比較優位性がある。その原因を、比較的低い消費レベル、生産面における比較優位性、弱体な知的財産権の保護と知識の詰め込み教育にあると考えられる。これらの原因は、そのまま文化産業に当てはまることのできる。文化産業においても、大量生産システムの力が遺憾なく発揮され、「驚異的な模倣能力」を見せ付ける場面が少なくない。

文化産業のストックとして、中国においては独立な存在としての文化の蓄積が先人により、各地においてかなりの程度で進められている。そのため、当面新規文化財の創造・産業化よりも、既存文化財の産業化に重点を置くことを提案したい。もちろん、既存文化財の産業化だからといって、創意・工夫が要らないわけではない。むしろ、創意・工夫により既存文化財の保護を図ると同時に、既存文化財に直接関心を向かわせ、伝統的な文化自体が持つ集客能力を発揮させることが重要であろう。すなわち、現段階では既存文化財・生活様式の資本化が重要である。このような資本化した文化財、すなわち既存文化資本の効果を最大限に発揮させるため、諸外国の文化を理解・吸収した上、自らの文化の発信も重要だと考えられる。観光産業の場合、真新しい景観と観光施設を造るよりも、自然景観と文化の維持と加工によって、観光資源化していくことが重要である。もちろん、顧客のセグメンテーションを考え、観光地に子供向けの遊園地を付け加えるなど、より多くの顧

客を引き付けることが必要になる。

以上、中国の要素条件、産業能力と消費市場から見ると、既存文化財・生活様式の産業化に大きな可能性がある一方、創造的な文化産業の競争力が低いと考えられる。また、第2節で検討した文化産業の発展段階から見ても、第二段階の既存文化財・生活様式の産業化のプロセスがある程度完成してから、第三段階の新規文化財の創造・産業化に重心を移した方が、資源の利用効率を高めリスク・コストを抑え、成功する可能性が高い。

しかし、これまで中国政府は「創造性」を重視するあまり、伝統的な文化から産業化したものに力を入れてこなかった。これは、計画経済期に単純な「追いつけ、追い越し」戦略と同じ発想で、自らの資源の浪費を招くだろう。また、本来地域のアイデンティティであるべき「文化」に優劣の差をつけ、一律的な政策の下で既存文化財と地域の生活様式の平準化をもたらす。結果的に、一時的に提供するサービスの量が急増しても、ストックとしての既存文化財の毀損を通じて、既存文化財から生まれたフローのサービスの質と長期的な量を低下させることになる。

## 終わりに

工業化社会は、工業製品の大量生産と大量消費を特徴とする。工業製品の大量生産は、限られた資源のストックを取り崩すことによって初めて可能になる一方、産業廃棄物の排出を伴う。そのため、地球環境の破壊などの問題を抱えている。

これに対して、文化産業は既存文化財、生活様式から形成されたストックの「文化資本」が提供するフローの「文化サービス」の大量消費・大量生産である。文化財の切り売りとは違い、フローの「文化サービス」が生産・消費されても、資本化された「文化」のストックは基本的に減ることはない。そのため、環境にやさしい発展を可能にするだけでなく、文化資本の保護・改善につながると期待されている。しかし、文化産業と製造業産業の線引きが難しく、ゆえに文化産業の定義があいまいなままで議論された場合が多い。また、文化産業に関する既存研究は、創造性を強調するあまり、文化的要素すなわち創造性を内包するものさえあれば文化産業になるように見える。それでは、既存文化財・生活様式の活用・保護など文化産業の意義が薄れかねない。

また、第1節でみてきた文化産業の4つの領域のうち、価値体系の拡散はイデオロギーの制限があり国境を超えると摩擦が起きる可能性がある。また既存文化財を取引産業は、いくら蓄積があるからといっても、持続可能なものではない。そのため、これまで中国政府は、コンテンツ産業に代表される文化財の創造・産業化を促進する政策を強力に推し進めてきた。しかし、文化産業における創造性を強調するあまり、既存文化財・生活様式という「文化資本」を浪費し、潜在的な成長力を低下させる恐れがある。

中国の文化産業は、既存文化財・生活様式の産業化に優位性を有している。比較的に低

い文化消費レベル、低コストの生産システム、弱体な知的財産権の保護体制と知識の詰め込み教育などが文化産業における中国の比較優位性を形成している。以上、現段階の中国では、新たな文化資本の創造よりも、既存文化資本の活用が重要であると結論をつけたい。これについての実証は、課題として次稿に譲りたい。

## 参考文献

日本語

- 池上惇（2003）『文化と固有価値の経済学』岩波書店
- 岩本洋一（2010）「都市の文化産業セクターに関する構造把握：分析枠組みの構築」 亜細亜大学短期大学部学術研究所『経営学紀要』17(1/2)、91～111 頁
- 金武創・阪本崇（2005）『文化経済論』ミネルヴァ書房
- 河島伸子（2009）『コンテンツ産業論：文化創造の経済・法・マネジメント』ミネルヴァ書房
- 国松博、鈴木勝（2006）『観光大国 中国の未来』同友館
- コーエン、タイラー（2011）『創造的破壊——グローバル文化経済学とコンテンツ産業』浜野志保 訳、作品社
- 小池敦（2009）「文化資本と文化イノベーション——沖縄の食を事例として——」『文化経済学』第6巻第3号、63～76 頁
- 後藤武秀（2007）「台湾の経済発展と観光文化産業を通じた伝統文化の維持——文化創造産業・生活創造産業の例から——」『アジア文化研究所研究年報 42』東洋大学アジア文化研究所、186～195 頁
- 佐々木晃彦（2000）『文化産業論で何がわかるか』芙蓉書房出版
- 佐々木晃彦（2005）「文化産業論の系譜と動向」『九州共立大学経済学部紀要』101、19—42 頁、2005 年 6 月
- 滋野浩毅（2009）「伝統産業が保有する文化的価値に関する考察：京都市域の伝統産業産地における取組事例をもとに」『文化経済学』6(3)、125～135 頁
- スロスビー、デービッド（2002）『文化経済学入門』中谷武雄・後藤和子 監訳、日本経済新聞社
- 竹峰義和（2010）「ハリウッドの精神からの全体主義の誕生：アドルノの文化産業論をめぐって」日本大学法学部法学研究所『桜文論叢』77、35～54 頁
- 陳玉雄（2010）『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会
- 當銘栄一（2008）「社会統計からみる沖縄の文化産業：産業連関表を用いた『文化産業』の現状分析（基礎考察）」沖縄国際大学大学院地域産業研究科『地域産業論叢』6、21～33 頁

中谷武雄（2005）「文化産業論の展開と現代的な課題：先端産業への定着の道程」新日本出版社『経済』121, 151～162 頁

藤本隆宏、新宅純二郎（2005）『中国製造業のアーキテクチャ分析』東洋経済新報社

丸川知雄（2007）『現代中国の産業』中央公論新社

渡部薫（2010）「創造的環境の形成と文化資本：英国の政策事例の比較分析より」熊本大学大学院社会文化科学研究科『熊本大学社会文化研究8』41～60 頁

#### 中国語

馮梅（2009）『中国文化創意産業發展問題研究』経済科学出版社

傅才武（2011）「三十年来中国文化産業政策の演進」于平、傅才武（2011）所収

何敏ほか（2011）編著『文化産業政策激励与法治保障』法律出版社

宋陽（2011）「建立政府牽頭的文化産業投資基金的思考」張曉明ほか（2011）所収

王亜南（2011）主編『中国文化消費需求景気評価報告（2011）』社会科学文献出版社

于平、傅才武（2011）主編『中国文化創新報告（2011）No.2』社会科学文献出版社

張曉明、胡恵林、章建剛（2011）主編『2011年 中国文化産業發展報告』社会科学文献出版社